

# 中核機関の整備と市町村計画の策定

1. なぜ成年後見制度利用促進の取組が必要なのか
2. 地域連携ネットワークおよび中核機関の機能
3. 中核機関の整備パターン
4. 市町村計画の策定
5. 厚生労働省関係予算(中核機関が活用できる財源について)



令和3年  
厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

# 1. なぜ成年後見制度利用促進の取組が必要なのか

# 市町村が取り組む法的根拠

## ○ 地方自治法 第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする。

## ○ 老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健福祉法第51条の11の2

「その福祉を図るため、特に必要があると認めるとき」市町村長申立

老人福祉法32条の2「体制整備」

## ○ 高齢者虐待防止法第9条第2項 障害者虐待防止法第9条第3項 虐待対応における市町村長申立

## ○ 高齢者虐待防止法第27条第2項、第28条 障害者虐待防止法第43条第2項、第44条

消費者被害防止における成年後見制度の活用

## ○ 成年後見制度利用促進法 第14条

① 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

② 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## 成年後見制度利用促進基本計画(p.21～22)における市町村の役割

### 【権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関、協議会等の整備】

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク(協議会等)の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記(2)④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。

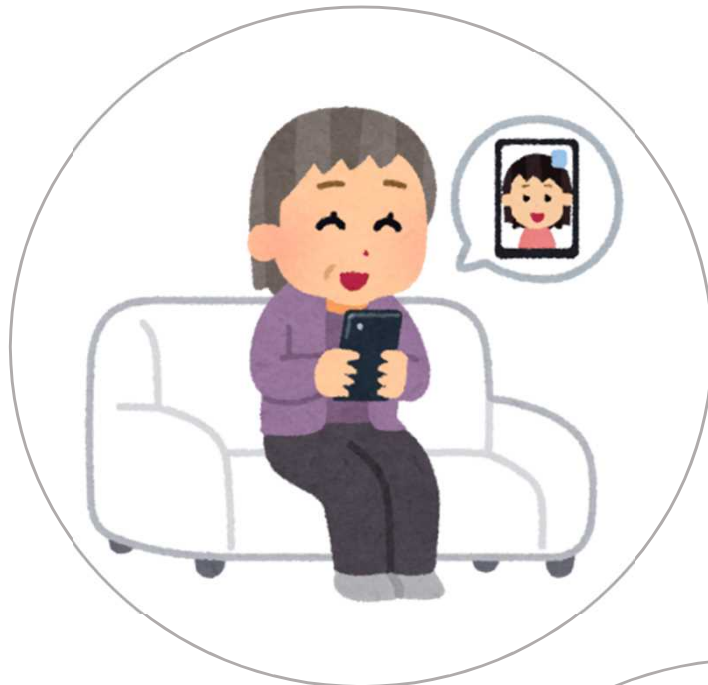
### 【審議会等合議制の機関を活用した市町村計画の策定と継続的取組点検と評価】

- また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。(※)  
(※)基本計画の策定後、促進法が改正されたため、第23条は、現行法では第14条。
- 市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができていないか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、…地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

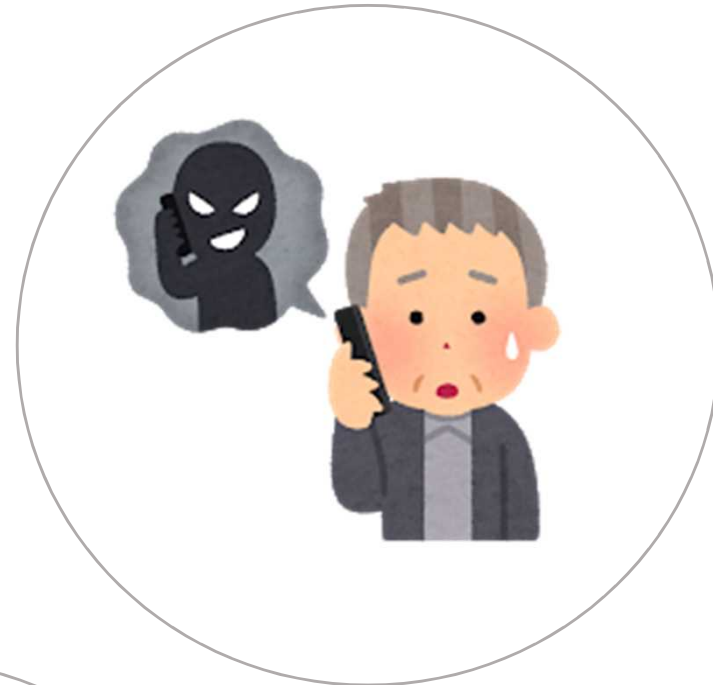
## 法定後見が必要とされる例

- ① 消費者被害に遭い続けてしまう例
  - ・ あったはずの財産を奪い尽くされてしまう
- ② 身寄りがないことから、早期の施設入所を強要されてしまう例
- ③ セルフ・ネグレクトの事例
  - ・ 本人が支援の必要性を理解できず、生命・生活に必要な最低限度の医療・介護・福祉サービスにつながらない
- ④ 親亡き後
- ⑤ 虐待事例
  - ・ 加害行為を伴う事例
  - ・ 養護者にも支援が必要な状態での深刻な放棄・放任

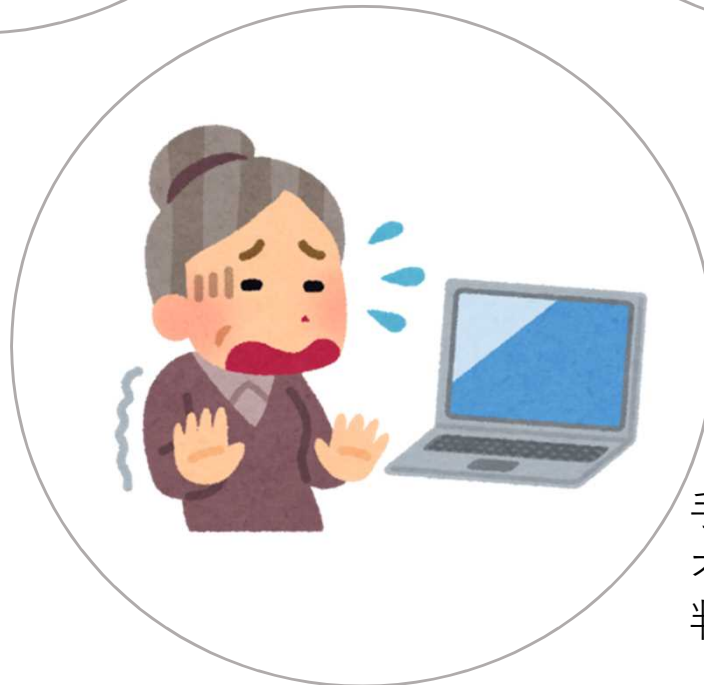
# コロナ禍だからこそ必要とされる権利擁護の支援



遠方に住んでいる親族の支援  
が行き届かなくなることによる  
手続き支援の必要性



詐欺や経済的搾取の増加



手続きや支払い等が急速に  
オンライン化され、内容等の  
判断ができない

## 行政が取り組まなければならない理由

これらの事案で成年後見制度使うことができないと、住民は地域で安心して暮らしていくことができない。

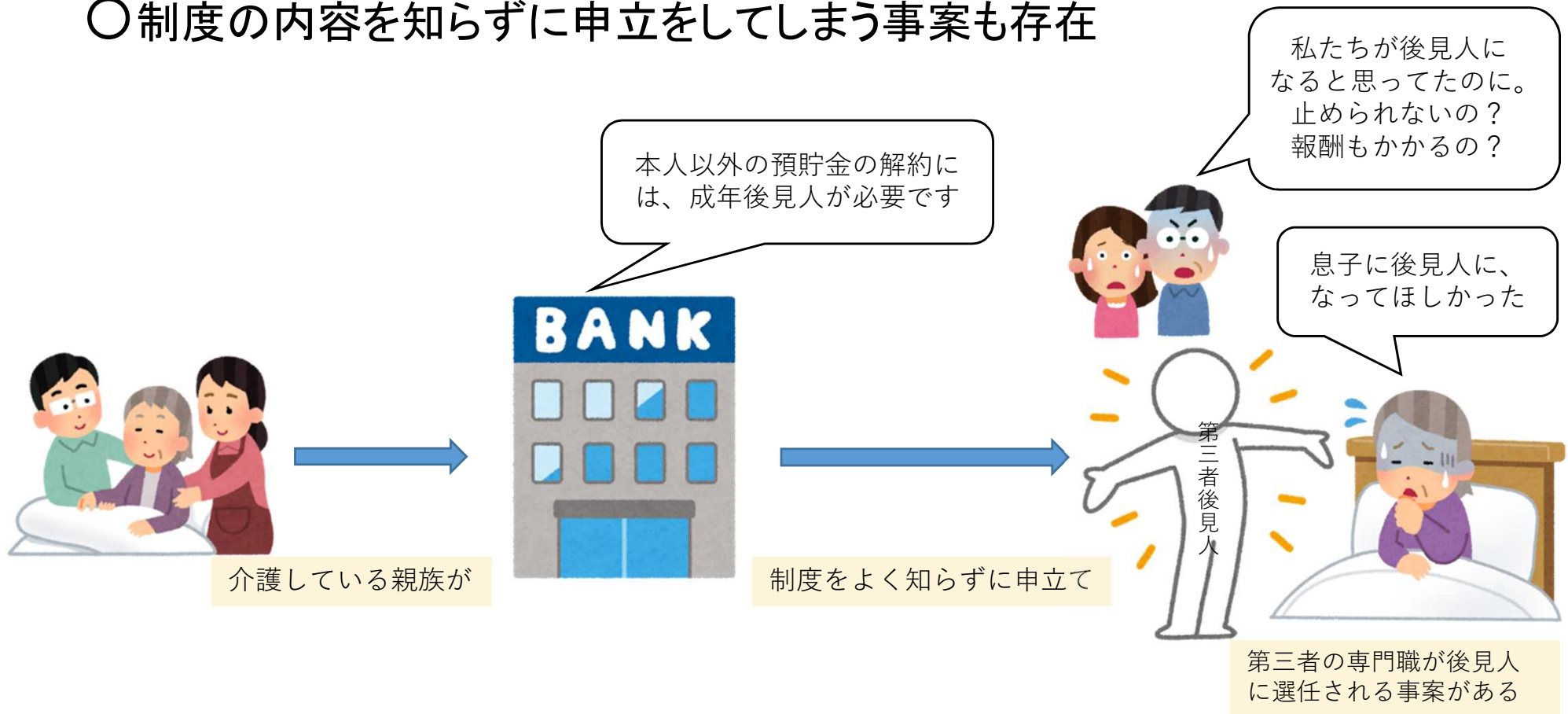
権利擁護支援の選択肢の1つとして、成年後見制度を使えるようにしていくことが求められている。

今までも、必要な事例について、成年後見制度に適切につないできたという市区町村も多いと思います。  
適切に制度につないできたのに「なぜ、中核機関を整備する必要があるのだろうか？」と不思議に思われるところもあるかもしれません。  
そういう市区町村こそ、次のスライドからお示しする必要性について、検討してみてください。



# 公的相談窓口がどこなのか明示し広く知らせる必要性①

## ○制度の内容を知らずに申立をしてしまう事案も存在



## ○苦情が行政の窓口に来ても、簡単には後見人等を交代させることができなかった。

身近な公的相談窓口が分かりやすく明示されることが必要。  
親族が後見人になる場合の支援が必要。



## 公的相談窓口がどこなのか明示し広く知らせる必要性②

○「身寄りがない(頼りたくない)けど、どうしたらいいんだろう?」と思っている住民へ、正しい情報が行き渡らない



○本人が「身元保証してあげる」と詐欺にあったり、騙されてしまったり...

○行政側も、後見類型の状態になって申立てをしたり、成年後見制度の活用がされないまま亡くなると、行旅死亡人として埋葬することになったり...

## 自助、共助の取り組みにより選択肢を広げる必要性

法定後見の市町村長申立しか選択肢がなくなってから出会うのではなく、もっと手前で出会って、様々な選択ができるよう支援する必要性がある

その人らしさを、よりしっかりと支えるために、任意後見を使って地域で備えることを支援できないか？エンディングノートや終活は？

法定後見制度以外の方法で、支援ができないか？

例) 安心して使える  
緊急連絡等に関する事業  
死後の事務の委任契約事業

本人の意思が、より尊重される補助、保佐の類型での申立ができる段階で支援できないか？



市町村や社会福祉協議会だけでなく、協議会等合議体のメンバーと一緒に考えていくことがポイント

# 制度の人的資源の限界を意識した調整・コーディネート



本人の権利を護るための**専門的知識**  
(法的知識や対人援助技術)があり、



チームとともに、**本人の意思を丁寧に**  
**くみ取り、その決定を支援**できる

かつ

このような後見人等が選任されることが理想。  
そうであってこそ、本人らしい生活を守る制度として、  
成年後見制度が生きてくる。  
しかし、そのような後見人等の数には限りがある。

**限られた人的資源を大切にすること・拡大していくことに、早急に取り組む必要性**

受任者調整  
後見人等の育成  
後見人の交代、支援

専門職の専門性を発揮し  
終わったら、交代してい  
ける体制づくり

# 専門職団体や家庭裁判所との連携体制の必要性

## 【専門職団体との連携】

- 制度利用の必要性についての助言が受けられる
- 候補者推薦について相談できる
- 後見人等支援、交代の必要性や適切な後任の候補者について伝えることができる



## 【家庭裁判所との連携】

- 市町村長申立等における行政の支援について伝えることができる
- 市民後見人の養成やマッチング体制を知ってもらうことで、こちらの推薦を考慮した審判が行われる
- 交代の必要性や適切な後任の候補者について伝えることができる



# 「成年後見制度利用促進」が目指すところ

## ◆ 推進し、達成されるべきこと:

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない  
高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度(法定後見、任意後見)は、そのための 選択肢・手段

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

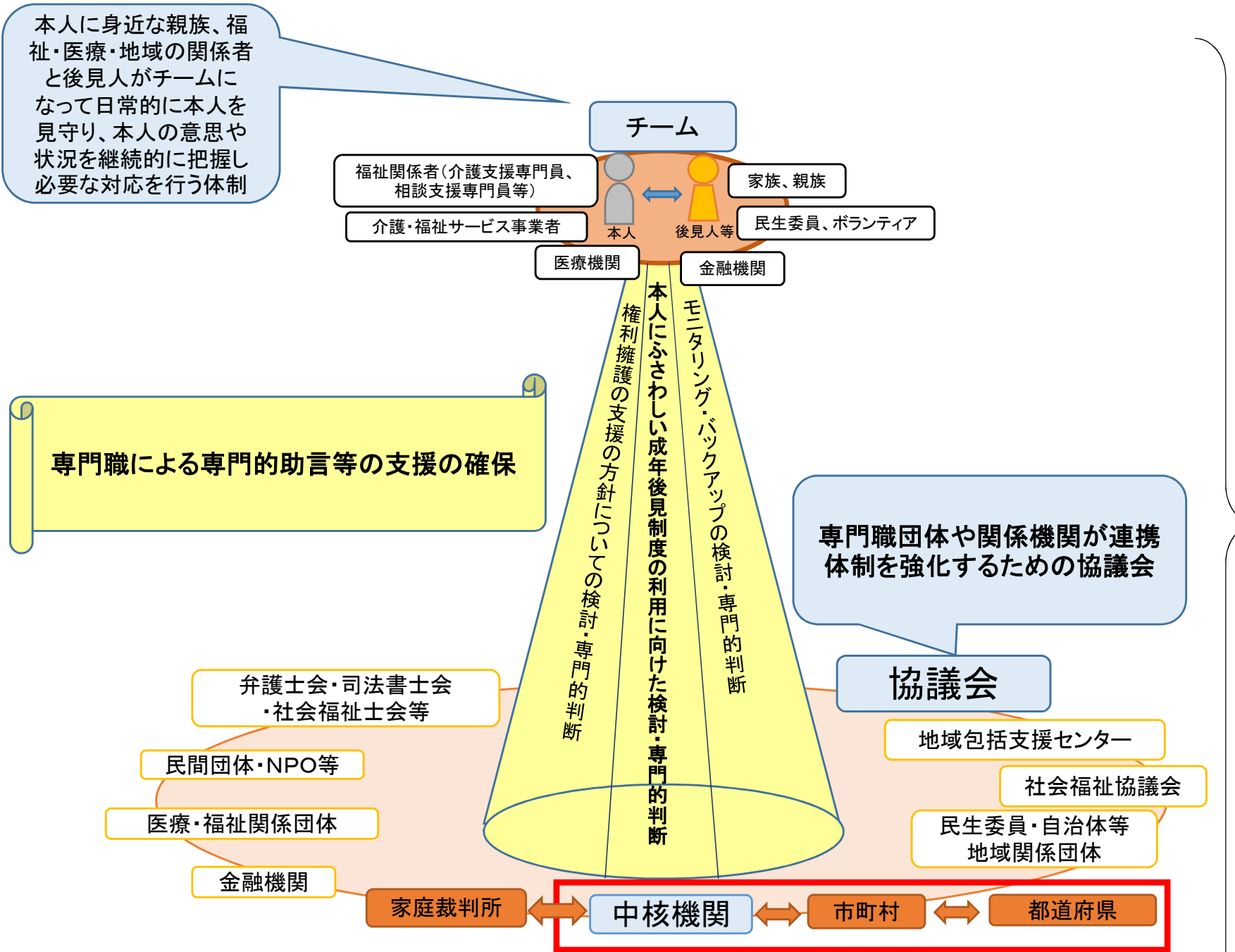
## 2. 地域連携ネットワークおよび 中核機関の機能

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能  
(基本計画p.11～p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
  - (a)受任者調整(マッチング)等の支援
  - (b)担い手の育成・活動の促進  
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
  - (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

# 権利擁護支援の 地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み

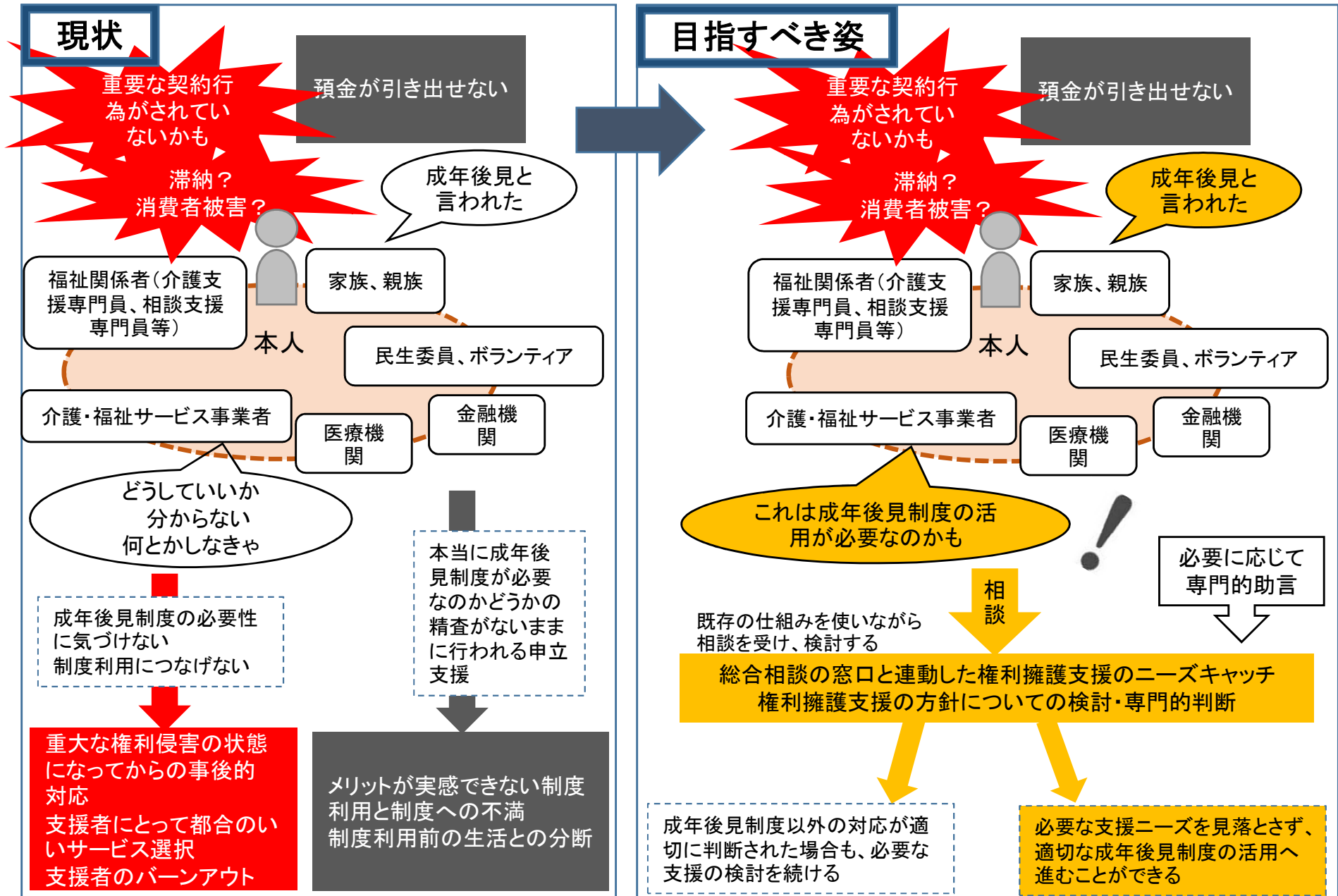




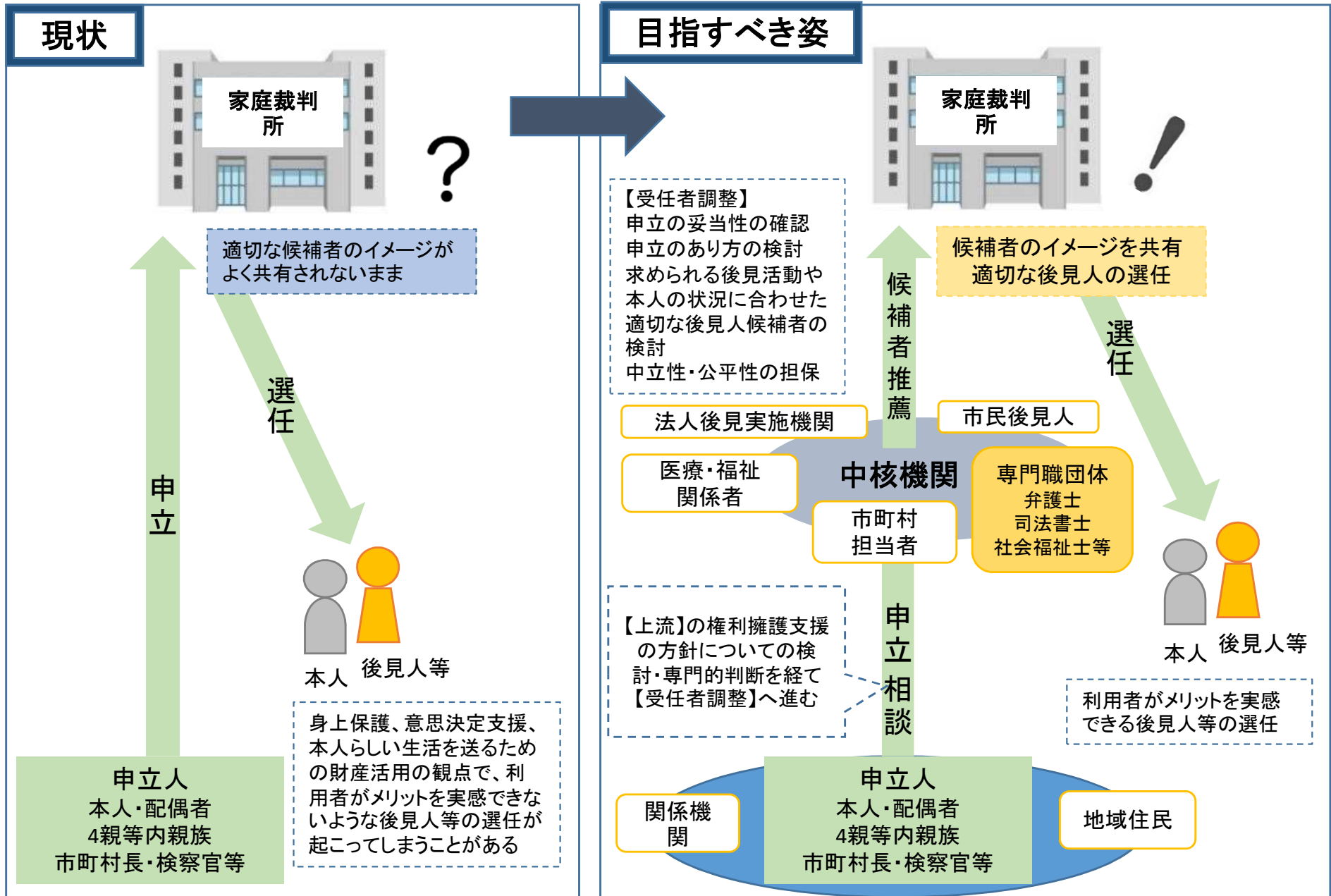
地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能  
～主に個別事案の支援に関する機能～  
(基本計画p.11～p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
  - (a) 受任者調整(マッチング)等の支援
  - (b) 担い手の育成・活動の促進  
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
  - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

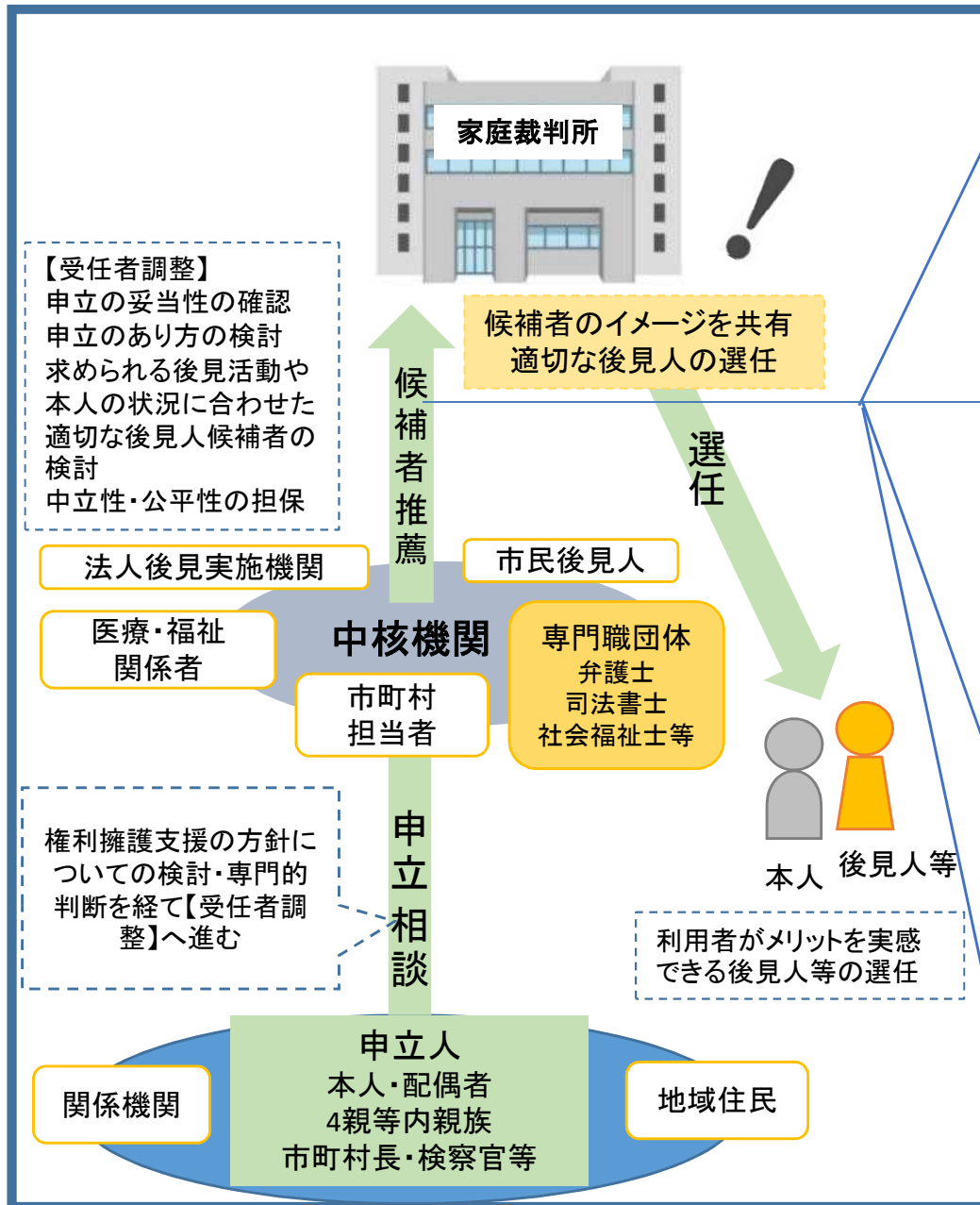
# 相談機能



# 成年後見制度利用促進機能 受任者調整(マッチング)等の支援



# 候補者推薦について



## 市民後見人や法人後見の推薦

市民後見人や法人後見を推薦することがふさわしいという場合は、検討会議で共有されたイメージに合う担当者をマッチングする。

## 専門職の候補者推薦パターン1

- ①中核機関が、専門職団体に候補者イメージを伝える。
  - ②専門職団体が名簿から適した候補者を中核機関に推薦。
  - ③(推薦された候補者と本人の相性を確認)
  - ④後見人等候補者を決定して申立を行う
- ※専門職団体がイメージどおりの候補者を推薦する仕組みを持っている地域で実行できる仕組み。推薦する仕組みがまだ整っていない地域もある。

## 専門職の候補者推薦パターン2

- ①中核機関が、専門職への研修を実施したり、後見人等連絡会を実施したりして、名簿を作成。(保険加入の問題があるため、前提として、専門職団体の名簿登録者であることが求められる。)
  - ②研修や連絡会をとおして把握している後見人等の特性に応じて、本人との相性を確認し、後見人等候補者を決定して申立を行う。
- ※登録している専門職が、専門職団体の名簿登録から外れていないか、毎年、中核機関の名簿を更新していくことになる。

## 親族後見人等の推薦

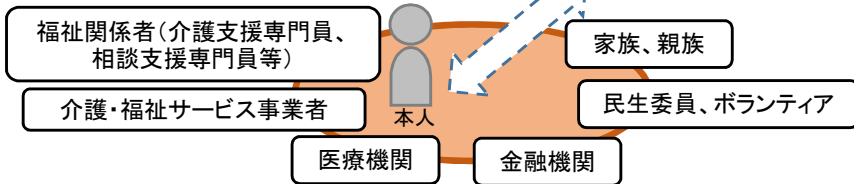
後見人等になるにふさわしい本人に身近な親族等がいる場合は、申立についての相談の段階から丁寧な支援を実施しようとしている市町村がある。

# 後見人支援機能

## 現状

本人と後見人等の関係がうまくい  
かなくなっている場合  
相当期間が経過した後も、本人や  
本人を支える家族等と後見人等と  
の間に信頼関係が形成されていな  
い場合

どうしていいかわからない  
誰にも相談できない



本人の判断能力が回復しない限り、後見等  
が継続する  
本人等と後見人等との間に信頼関係が形  
成されていないという情報が、家裁にきちん  
と伝わらない  
後見人等に不正な行為等の任務に適しな  
い事由がない限り、後見人等が解任されな  
い

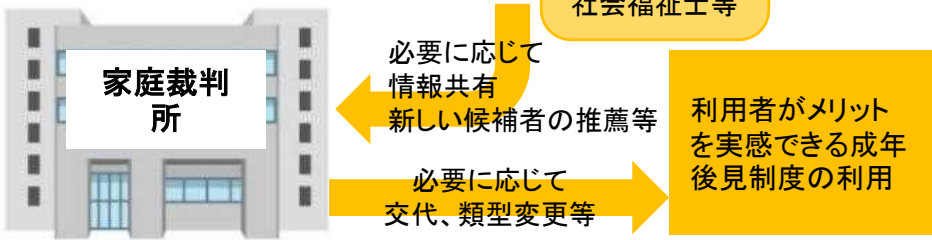
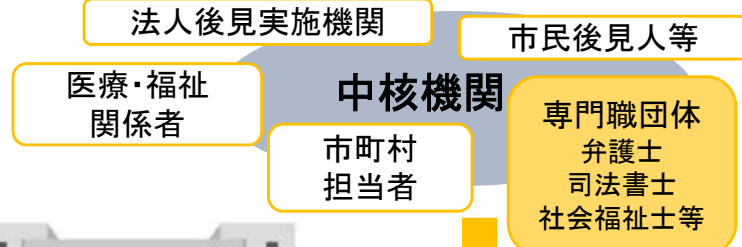
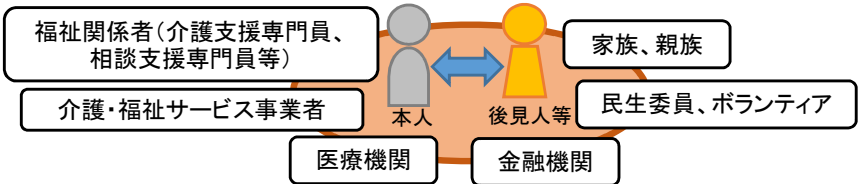
メリットが実感できない制度利用と制度への不満  
制度利用前の生活との分断  
本人の意思決定支援や身上保護が重視されない  
後見活動の結果的な継続  
本人の権利擁護が適切に行われない状態の継続

## 目指すべき姿

本人を後見人等とともに支える「チーム」に  
よる対応

本人と後見人等の関係がうまくい  
かなくなっている場合  
相当期間が経過した後も、本人や  
本人を支える家族等と後見人等と  
の間に信頼関係が形成されていな  
い場合

他の支援体制への切替  
えが望ましいと考えられ  
る場合



受任調整、後見人支援の資料  
については、詳しくは、国研  
修「中核機関の役割Ⅲ、Ⅳま  
とめ」の資料をご覧ください

# 中核機関の役割Ⅲ、Ⅳまとめ

～実際、どのように受任調整や後見人等候補者推薦が行われているのか～



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門官 川端伸子

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能  
～主に支援に向けた環境整備に関する機能～  
(基本計画p.11～p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
  - (a)受任者調整(マッチング)等の支援
  - (b)担い手の育成・活動の促進  
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
  - (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

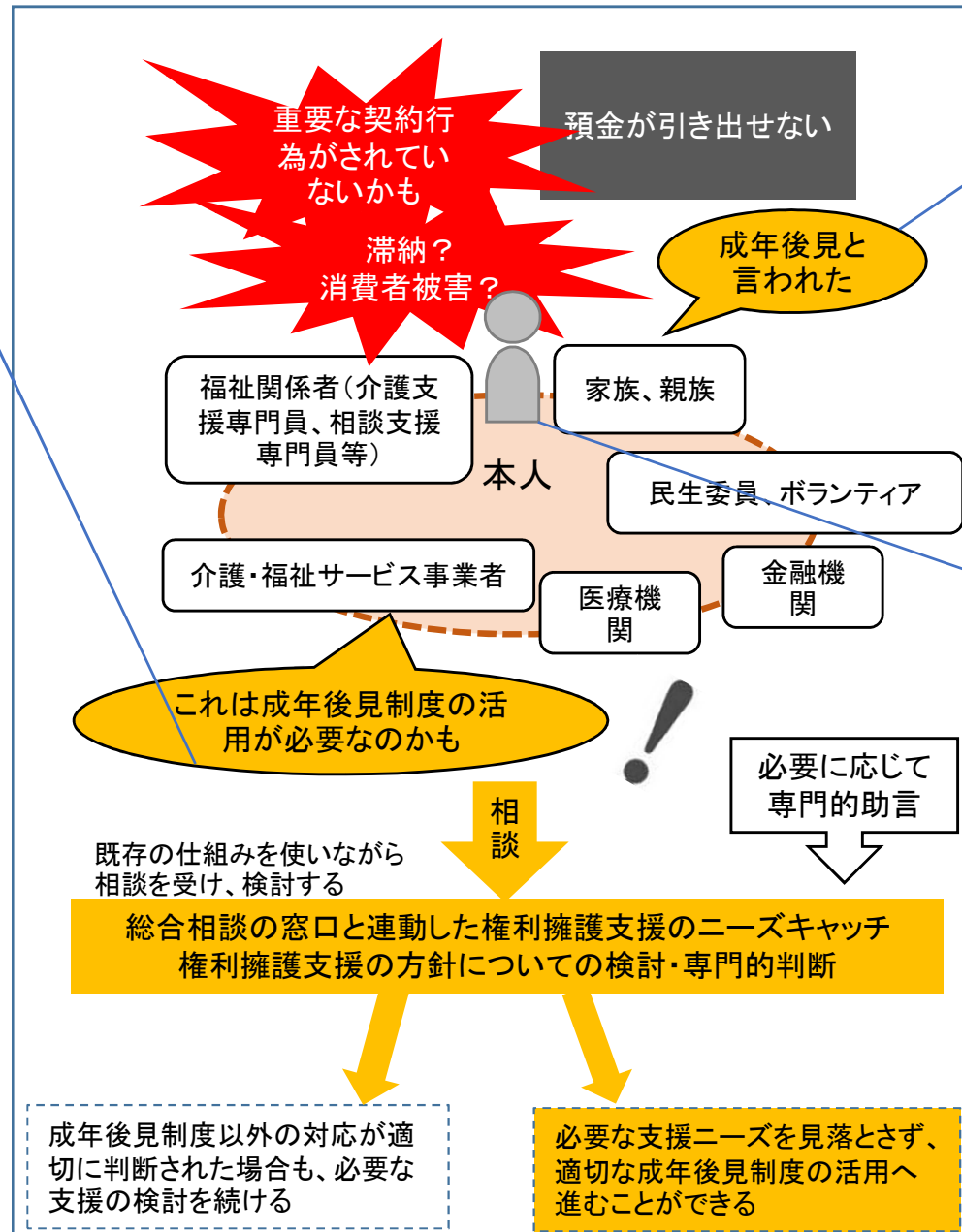
# 広報機能 知られなければ相談されない

身近な支援者が「成年後見制度の活用が必要なのかもしれない」「権利擁護の支援が必要なのかもしれない」と気づけるように広報する

- パンフレット
- 研修会
- セミナー
- 出前講座

本人や、チームに加わる関係者へ広報する

メリット、留意点を含めて説明する  
成年後見制度だけでなく、様々な権利擁護支援の仕組みについて説明する



成年後見制度の活用について提案されたり、検討したりする際に、どこが公的相談窓口なのか、市民に分かるように広報する

判断能力がしっかりしている頃から、不十分になった時にどう備えるか(任意後見)、あるいは、判断能力が不十分になり始めた頃から(補助、保佐)、自分の自身の権利擁護の在り方について考えられるように支援する





市民後見人養成研修の実施

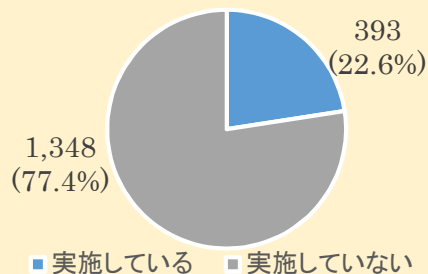
同じ市民の立場で支えることによるきめ細やかな支援、双方向の活性化

- 日常生活自立支援事業の支援員
- 法人後見の支援員
- (法人後見実施団体の支援を受けながら)市民後見人としての活躍
- 成年後見制度等の普及啓発



## 市民後見人の養成

市民後見人養成事業の実施状況 (1,741自治体)



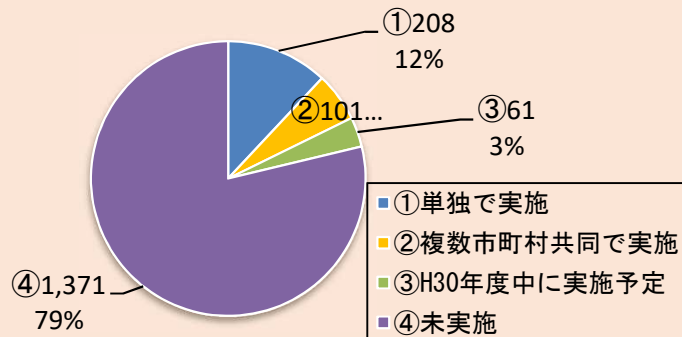
市民後見人の養成者数 合計 1万6,003名 (平成31年4月1日時点)

うち、成年後見人等の受任者数	1,430名
法人後見の支援員	1,819名
日常生活自立支援事業の生活支援員	2,378名

活動しているのは 35%

## 法人後見実施団体の養成

法人後見支援事業の実施状況 (1,741自治体)

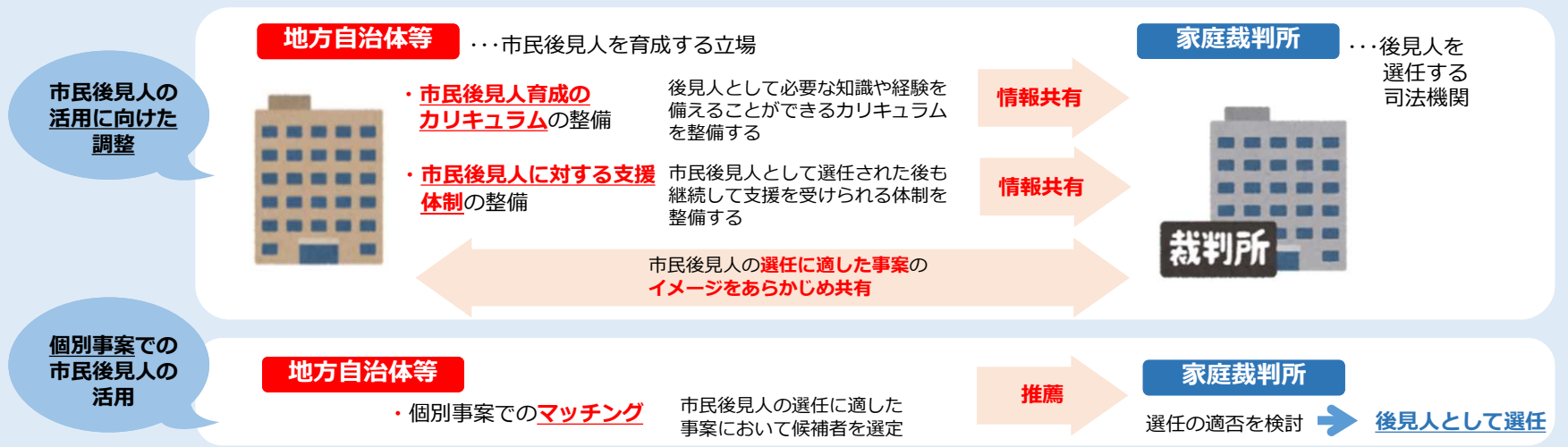


## 市民後見人の活動支援 法人後見実施団体の活動支援

市町村社協、NPO法人等

# 家庭裁判所との情報共有のポイント

## 市民後見人を活用するための地方自治体等と家庭裁判所の連携



市民後見人の活用を進めるためには、**育成・活用に必要な体制整備**や**家庭裁判所との情報共有**が必要

## 自治体等と家庭裁判所との連携によって市民後見人の選任に至った例

管内において、それまで**市民後見人の選任実績が無かった**  
そこで

- ➔ ① 市町村と家庭裁判所との間で、**市民後見人養成の実情に関する情報を共有**
    - ・ 養成講座の開催の有無、養成講座の内容（厚労省のカリキュラムに基づくものか否か）、養成した人数
    - ・ 候補者名簿登録者のうち、実務経験（法人後見における支援員としての活動経験等）がある人の数 など
  - ➔ 多くの市町村において、直ちに後見事務を実践することができる市民後見人候補者の育成が進んでいないことを認識
  - ② 両者の間で、**どのような取組を行えば、選任につながる候補者を育成することができるかについて意見交換**
    - ➔ 市民後見人に求められる能力、候補者の育成に必要な体制、市民後見人への支援体制について認識を共有
  - ③ 自治体等において、**候補者の育成や市民後見人の支援について必要な体制を整備**
  - ④ 自治体等において、**市民後見人の選任に適した事案を選んでマッチング**
- ➔ **市民後見人の選任**に至る

市民後見人の積極的な活用を図るためには、**自治体等と家庭裁判所との連携が不可欠**

# 「協議会」等合議体に期待される成果や実践例

## 【基本計画における「協議会に期待される成果」】

### 1) 以下のような地域課題の検討・調整・解決

- ・ チーム(特に親族後見人等)への適切なバックアップ体制を整備すること
- ・ 困難ケースに対応するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
- ・ 多職種間での更なる連携強化を進めること

### 2) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整

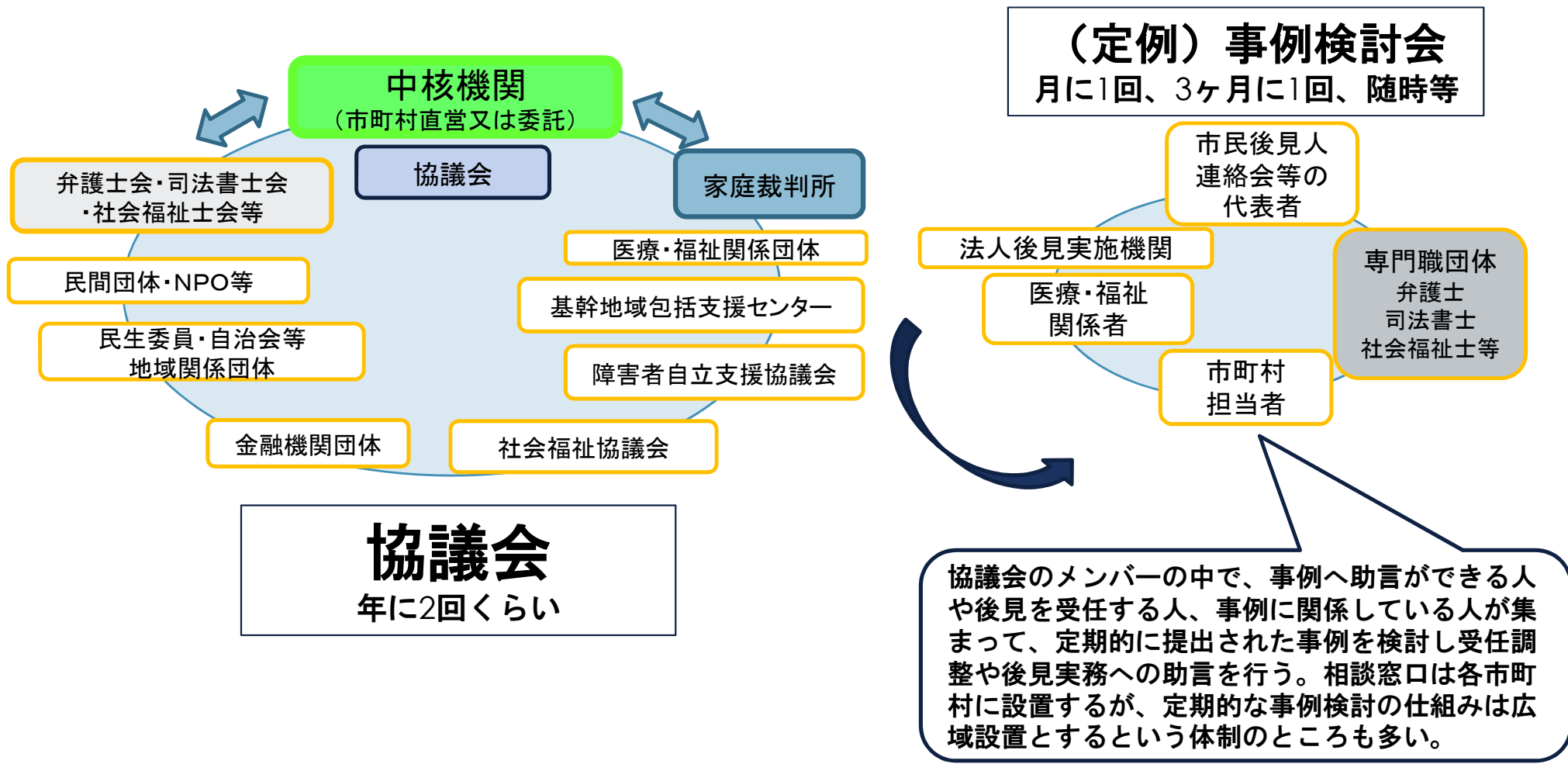
※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P62に出ています。

既存の協議会の活用例	協議会において話し合う地域課題の例
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 権利擁護センター等の運営委員会を活用</li><li>・ 地域ケア推進会議を活用</li><li>・ 自立支援協議会を活用</li><li>・ 虐待防止ネットワーク連絡会を活用</li><li>・ 生活困窮者自立支援法における支援会議を活用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 診断書作成をしてくれる医療機関が少ない</li><li>・ 本人情報シートの書き方についての周知の必要性</li><li>・ 障害のある人の地域生活を支える後見人が少ない → 法人後見実施機関の養成へ</li><li>・ 身元保証人等がない人の入院、転居の課題</li><li>・ A地域で急増している消費者被害と、その対策について → 消費生活部門で開催している地域連携協議会との合同協議会開催企画へ</li><li>・ 成年後見利用後の家族への支援のあり方について → 8050 問題への対応について</li></ul>

「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」p.234～参照

「市町村計画策定の手引き」p.52～参照

# 受任調整や後見人支援を行う事例検討会



### 3. 中核機関の整備パターン

# 中核機関の整備パターン① 直営整備

## 市役所・町村役場

福祉総合相談室  
直営地域包括支援センター

中核機関

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

協議会



### Point

- 包括的支援体制における直営の総合相談の窓口、直営地域包括支援センターがある市町村が整備しやすいパターン
- 情報収集や市町村としての決定が迅速
- 後見実務の経験がないため、後見人支援をする際に工夫が必要



福島県いわき市	.....	p.51
群馬県渋川市	.....	p.75
石川県津幡町	.....	p.133
福井県坂井市	.....	p.137
岐阜県関市	.....	p.141
岡山県美作市ほか	.....	p.211

## 地域包括支援センターの設置運営について（抜粋）

平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号  
厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長 通知

（前略）

### 4 事業内容

(1) 包括的支援事業

（中略）

（具体的な業務内容について）

（中略）

### ③ 権利擁護業務について

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである（法第115条の45 第2項第2号）。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

（中略）

### 6 職員の配置等

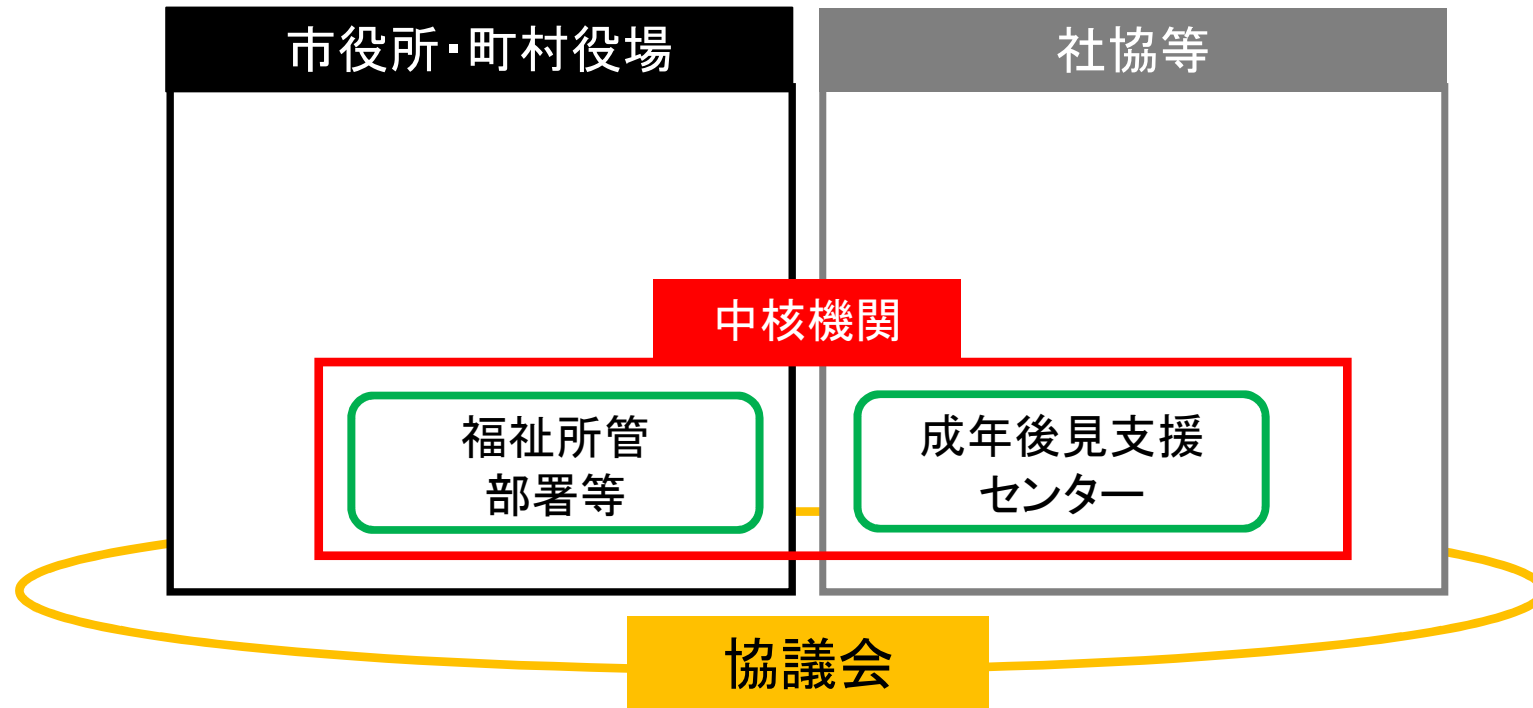
(4) 兼務関係について

センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的には認められず、センターの業務に専従していることが必要である。ただし、以下の場合には、兼務することとしても差し支えない。

① 小規模市町村や専門職員を複数配置する場合には、適切な事務遂行を確保できると判断できるのであれば、センター業務以外の業務を行うことは差し支えない。（以下略）

地域包括支援センターの権利擁護業務は上記のとおり整理されています。中核機関の業務分の人、財源について新たに手当をする際には、「中核機関に活用可能な財源」のスライドを参照してください。

# 中核機関の整備パターン② 「直営＋一部委託」による整備



## Point

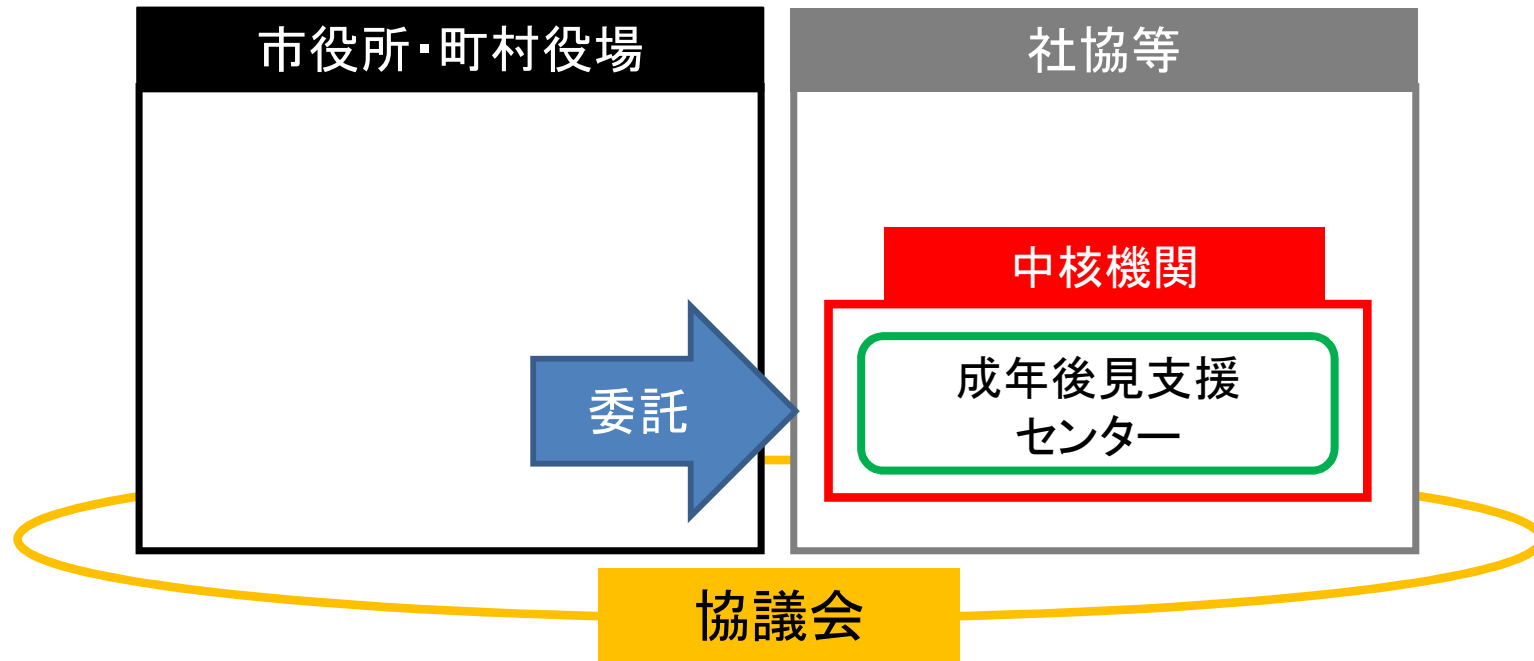
- 所謂「委託丸投げ」状態を防止することができる
- それぞれの強みを活かすことが可能
- それまでの実績により、どちらかが主導する形で整備が進む実態がある
- それぞれの動きや役割を日頃から共有する必要がある



茨城県取手市	p.63
埼玉県志木市	p.79
東京都町田市	p.95
神奈川県横須賀市	p.103
愛知県豊田市	p.153
和歌山県白浜町	p.191
鳥取県鳥取市	p.203



# 中核機関の整備パターン③ 単独市町村が委託により整備



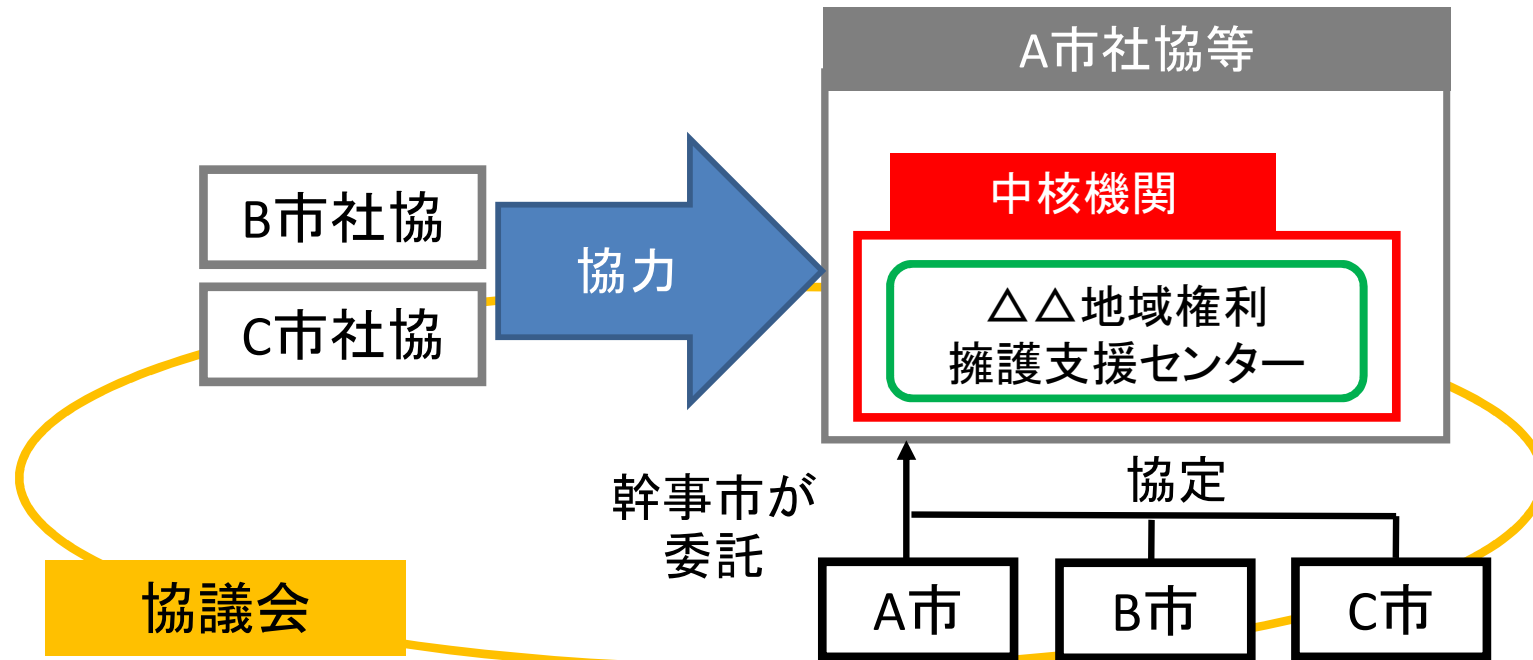
## Point

- 最も多く整備されているパターン
- 社会福祉協議会に委託する場合は、日常生活自立支援事業等の地域福祉の取り組みと連動させることが容易
- 市町村長申立や市町村計画策定などの進め方に調整を図る必要がある



山形県山形市	p.47
茨城県牛久市	p.67
栃木県栃木市	p.71
千葉県浦安市	p.83
東京都江戸川区	p.87
東京都新宿区	p.91
神奈川県藤沢市	p.99
新潟県佐渡市	p.107

# 中核機関の整備パターン④ 複数市町村が広域で委託



## Point

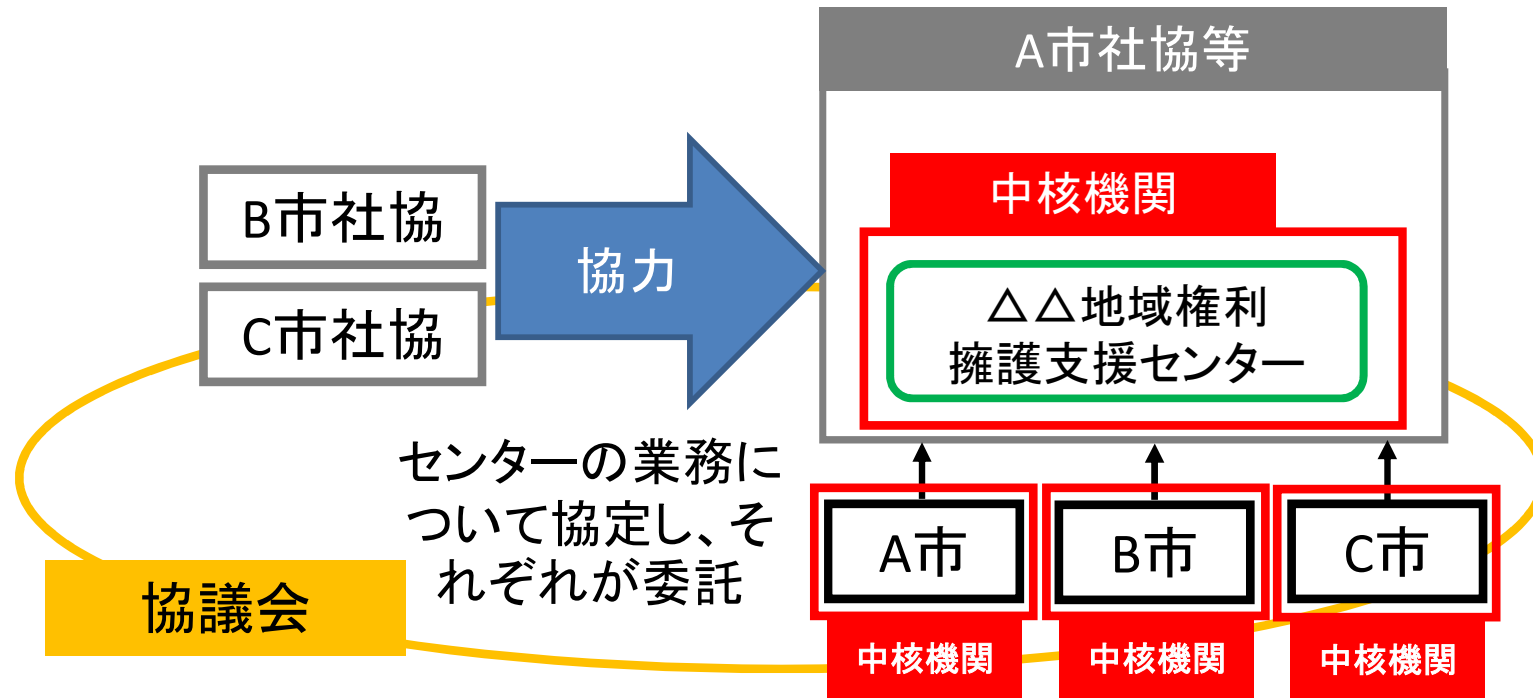
- 広域で整備することで、より専門的な経験の蓄積をすることができる
- 経済効率が良い
- 幹事市を持ち回り制にして、特定の市に負担が偏ることを防止している実態がある
- 定住自立圏構想の協約など、自治体間の協定を締結するまでに調整が必要



### [幹事市委託]

北海道旭川市、他	.....	p.31
長野県飯田市、他	.....	p.119
宮崎県延岡市、他	.....	p.249

# 中核機関の整備パターン④ 複数市町村が広域で委託



## Point

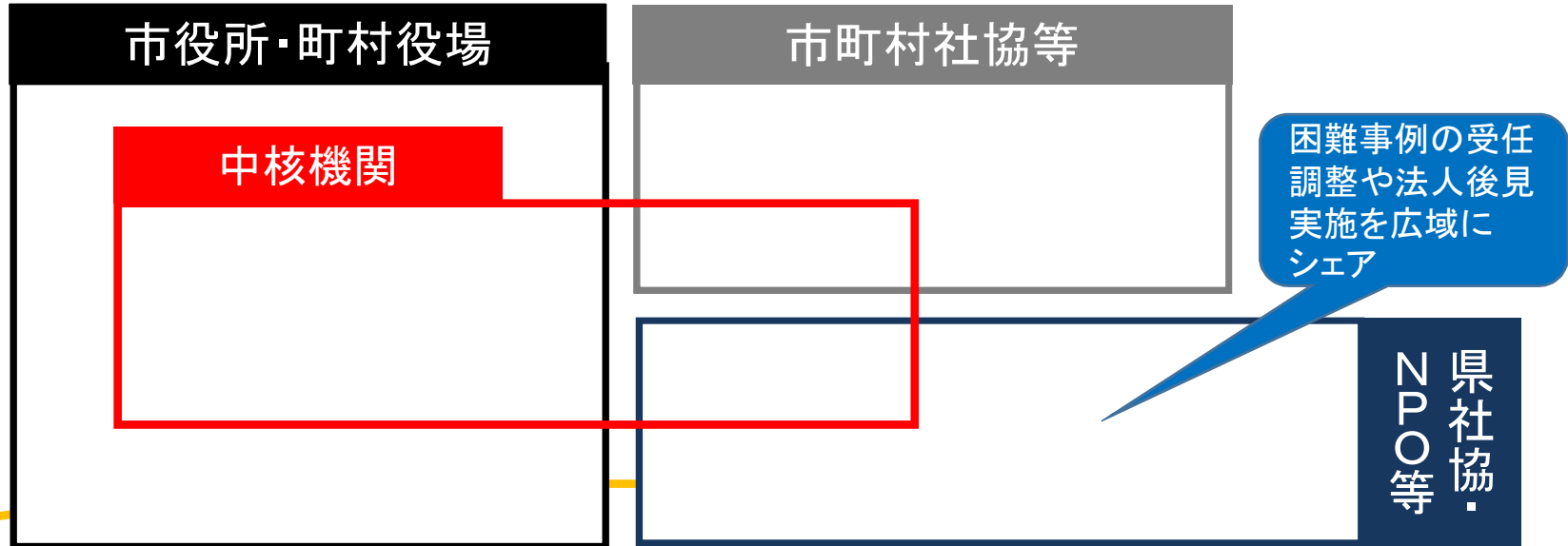
- 広域で整備することで、より専門的な経験の蓄積をすることができる
- 経済効率が良い
- それぞれの市の一次相談も中核機関とすることで、身近な相談窓口も「中核機関」として機能することができる
- 各市町村社協の日常生活自立支援事業担当者との連携を図る必要がある



### [それぞれが委託]

青森県鱒ヶ沢町・深浦町	.....	p.35
岩手県二戸市、他	.....	p.39
岩手県釜石市、遠野市、大槌町	.....	p.43
長野県伊那市、他	.....	p.115

# 機能分担型（機能分散型）



協議会



## Point

- 直営⇔委託、単独⇔広域と発想を限定せず、機能ごと、主体ごとに役割を整理して整備することが可能
- それぞれの強みを活かすことができる
- 市町村単位で解決が困難な課題に、広域（都道府県単位）で取り組むことにより、人的・経済的負担が少なく、より専門的な支援についての体制整備が可能



[機能分散型]

香川県三豊市

p.223

# 緩やかな広域連携

A町社協

2階建て

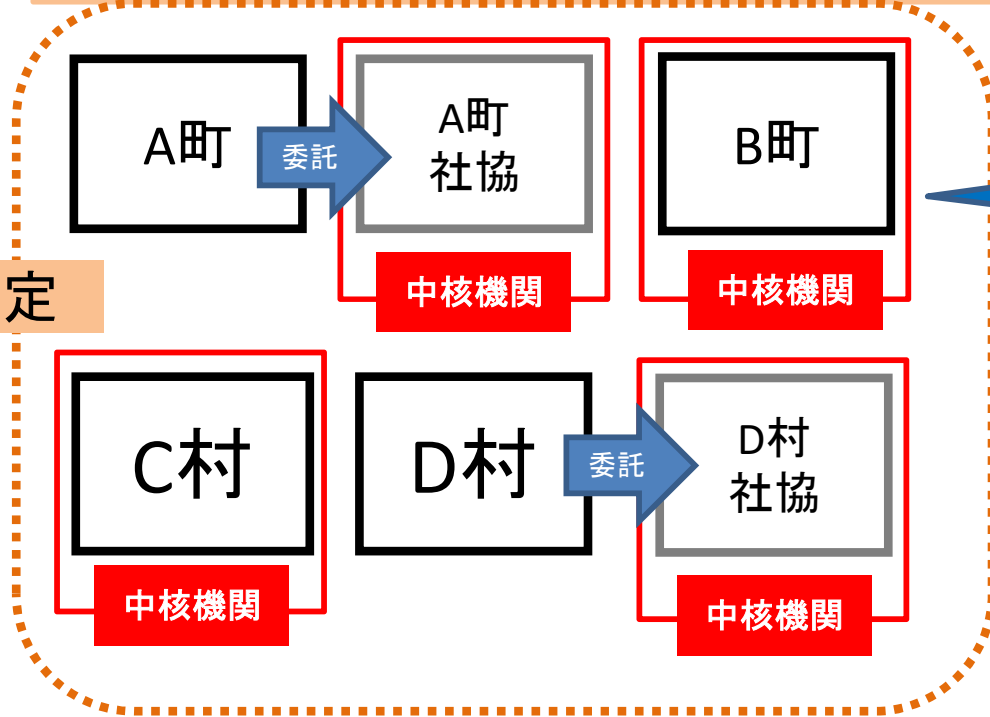
市民後見人の養成は、3年間の協定により、緩やかに広域連携で取り組む

協定により、ゆるやかに連携して一部事業を実施

1階建て

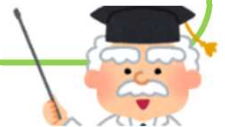
- ① 広報機能
- ② 相談機能

協定



Point

- それぞれの市町村の「委託」「直営」の選択が活かせる
- 広域のスケールメリットを、「中核機関」として固めることなく、「協定」で取り組むため、取り組みやすい



[穏やかな連携]  
北海道京極町

p.16

# 直営もしくは委託＋緩やかな広域連携 (北海道 京極町ほか羊蹄山麓地域 8 町村)

## 1.自治体概要(京極町)

人口	約3,004人
面積	約231.49km <sup>2</sup>
高齢化率	35.2%

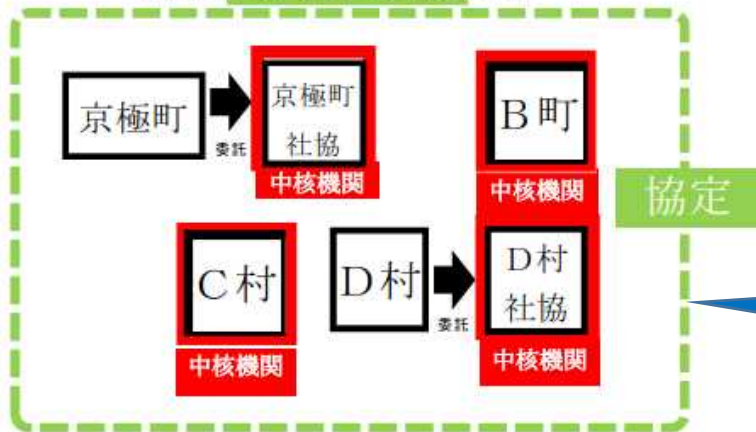
詳細は、ニュースレター第21号や「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」を参照。

## 2. ポイント

- もともと、京極町を含む羊蹄山麓地域 8 町村で、平成26年度から、3年間の期間限定で町村間協定を結び、権利擁護に関する相談支援、申立支援の事例対応ノウハウを共有。具体的には京極町社協が各町村の支援会議に参加し、権利擁護の支援ノウハウを伝えていった。
- その結果、8 町村はそれぞれ、広報、相談機能を有する中核機関を整備（直営もしくは委託）。京極町は京極町社会福祉協議会に委託して整備。
- 市民後見人の養成については、平成30年度からの3か年の協定により緩やかに広域連携。

京極町社協に委託し  
市民後見関係事業を共同で実施

協定により、ゆるやかに連携して実施



## 2階建て

③利用促進機能(市民後見人の養成)  
は、平成30年度からの3年間の協定により、  
緩やかに広域連携で取り組む

## 1階建て

①広報機能 各自治体の実情に応じて、  
②相談機能 8町村が直営もしくは委託  
で中核機関を整備

※市民後見人養成修了者への支援は、各町村が  
地域の実情に応じて実施

羊蹄山麓権利擁護 地域連携ネットワーク  
協議会:羊蹄山麓権利擁護運営協議会

# 広域整備の場合の予算確保の例

## ○定住自立圏を使った例

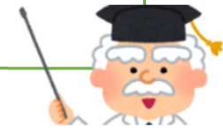
・・・旭川市、飯田市、延岡市

「中核機関の立ち上げ・先駆的取り組み事例集」に掲載されています。



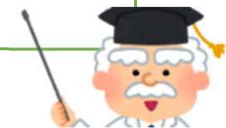
## ○連携中枢都市圏を使った例・・・盛岡市

ニュースレター第25号に掲載されています。



## ○権利擁護人材育成事業・・・宮崎県

宮崎県では、市町村が広域で取り組む場合に市町村の負担割合をゼロとすることで、広域整備を推進しています。



# 「定住自立圏構想」の推進

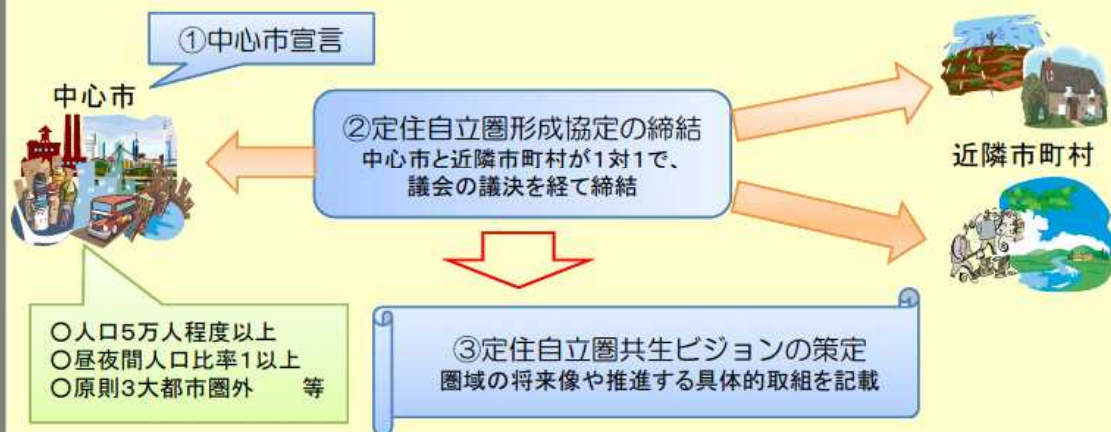
## 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

### 【圏域に求められる役割】

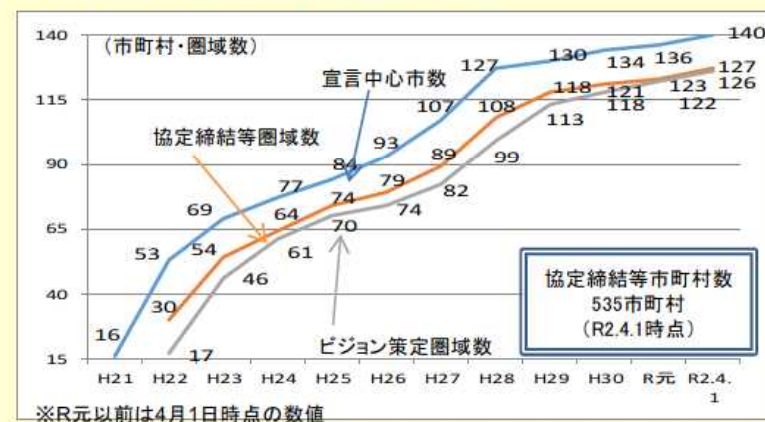
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

## 圏域形成に向けた手続



## 定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域(R2.4.1現在 127圏域)



## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)  
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)  
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択



# 定住自立圏構想の取組状況（令和2年4月1日現在）

※【 】は中核市  
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市（指定都市・中核市を除く）  
 ※網掛けは宣言連携中核都市  
 ※（ ）は多自然拠点都市の要件のみを満たす市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市（左記を除く）
北海道	【釧路市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・士別市（複眼型）、滝川市・砂川市（複眼型）、釧路市、富良野市、北見市	—
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市（複眼型）、むつ市	—
岩手県	奥州市・北上市（複眼型）、一関市、盛石市、大船渡市	宮古市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市、（白石市）
秋田県	鶴代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	—
山形県	【山形市】、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	—
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市
茨城県	【水戸市】	日立市、土浦市、常総市、〈つくば市〉、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	—
群馬県	〈伊勢崎市〉、沼田市、富岡市	（太田市）、（藤岡市）
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市、館山市	—
東京都		—
神奈川県		—
新潟県	〈長岡市〉、新潟市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		敦賀市、（小浜市）
山梨県	北杜市	（富士吉田市）
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市（複眼型）、佐久市	（松本市）、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市、（可児市）
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、磐田市、掛川市、（御殿場市）、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、（新庄市）、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く  
 ○指定都市・中核市  
 ○中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中核都市圏に取り組んでいる市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市（左記を除く）
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市、（舞鶴市）
大阪府		—
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市（複眼型）、たつの市	小野市
奈良県	天理市	—
和歌山県		田辺市、（新宮市）
鳥取県	【鳥取市】、米子市（複眼型）、倉吉市	—
島根県	【松江市】（複眼型）、浜田市、出雲市、益田市	—
岡山県	津山市、備前市	—
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	（八幡浜市）、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市（複眼型）	—
福岡県	大牟田市、【久留米市】、飯塚市、田川市、八女市	朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	—
大分県	中津市、日田市	—
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	—
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市、（うるま市）
合計	140	64

- 定住自立圏は140市が中心市宣言済み。
- 127圏域(535市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 126圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の36市が宣言連携中核都市（令和2年4月1日現在）  
 札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、山形市、郡山市、新潟市、富山市、高岡市・射水市（複眼型）、金沢市、福井市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市（複眼型）、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

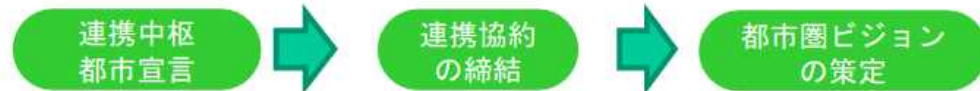
## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、  
地域公共交通ネットワークの形成 等

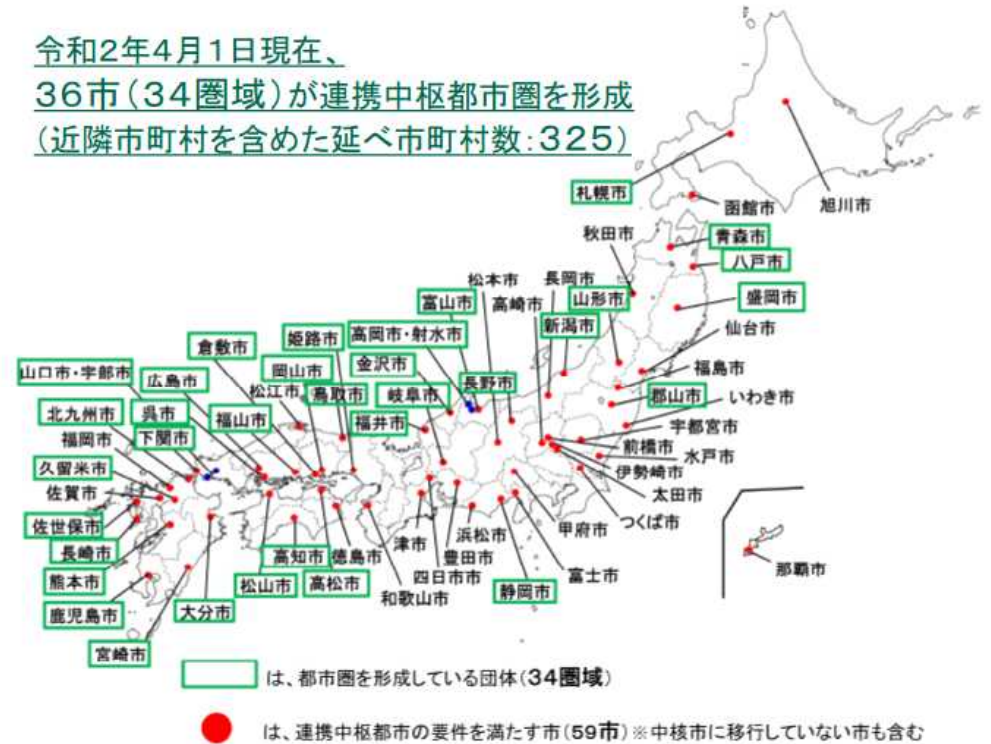
## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

## 連携中枢都市圏形成のための手続き



令和2年4月1日現在、  
36市（34圏域）が連携中枢都市圏を形成  
（近隣市町村を含めた延べ市町村数：325）



### 【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

## 中核機関整備のための手続き

中核機関整備のための手続きは、明確に定められているものではありませんが、**書面で記録を残しておく**と、**組織として決定した****ということが明確**になり、実効性を高めることができると考えられます。

例)

- 1) 協定書の締結
- 2) 設置要綱
- 3) 委託仕様書、委託契約書での明記
- 4) 庁内内部決裁
- 5) 市町村計画での記載

市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きp.7より引用



## 中核機関整備に関するよくある問合せ

- 4機能すべて備えないと中核機関を名乗れないか。
- 地域包括支援センター等既存の機関が実施できるか。
- 中核機関と権利擁護センター等は何が違うのか。
- 市町村計画策定と中核機関整備の順番はあるか。
- 中核機関が4機能すべて実施しなければならないのか。

## 4. 市町村計画策定

# 市町村計画の法的根拠と国基本計画で示されている内容

成年後見制度利用促進法第14条、国基本計画p.20~21

「国基本計画」で示されている  
市町村計画を定めるに当たって  
具体的に盛り込むことが望ましい内容

## ● 権利擁護支援の地域連携 ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

## ● 地域連携ネットワークの中核機関の設置・運営方針

## ● 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針

※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする

## ● 「チーム」「協議会」の具体化の方針

## ● 成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

【盛り込むことが望ましい内容】について、さらに具体化

目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること

目標

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるように権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築

### ネットワークの役割

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

具体的な施策等の方針

- ✓ 中核機関の整備・運営の方針
- ✓ 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備
  - ・ 広報機能
  - ・ 相談機能
  - ・ 成年後見制度利用促進機能
  - ・ 後見人支援機能
- ✓ チーム・協議会の具体化の方針
- ✓ 助成制度のあり方

## ①効果的で着実な推進

- 「権利擁護支援の地域連携ネットワークについての目指すべき姿」を庁内外に対して明らかにすることができる
- 的確にニーズを把握し、計画の見直し年度までに達成する**具体的目標を設定すること**で、多岐にわたる施策の整合を図り、着実かつ効果的に推進することができる

## ②段階的整備の担保

- 計画策定のという手法を用いることにより、計画の見直しの際に、次に整備する機能についての具体的目標を設定することができる。
- **一度に全ての機能を整備しなくとも**、段階的な体制整備を担保することができる

## ③地域連携ネットワークの構築・強化

- 適切なプロセスを経て計画を策定すると、庁内関係部署、地域住民、関係者・関係機関と「目指すべき姿」についての**共通認識を形成**することができる。
- このことにより、関係機関等からの協力が**得られやすくなり**、**迅速な個別対応**を行うことができるようになる。

# 市町村計画の2つのパターン

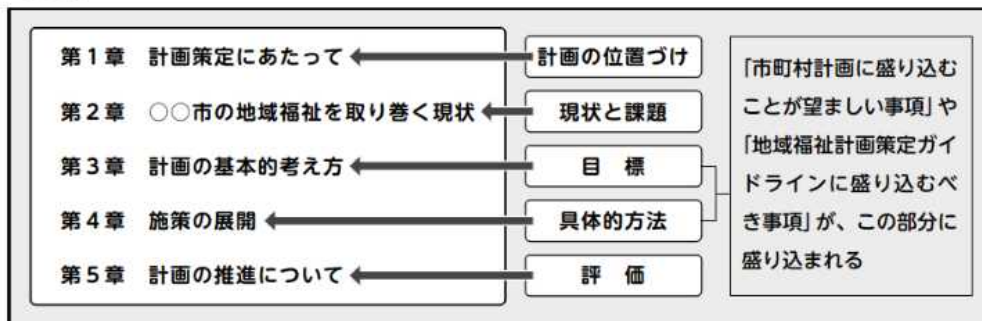
## 例1 地域福祉計画とは別に部門別計画を策定する場合(地域福祉計画、それぞれの計画を作成する)



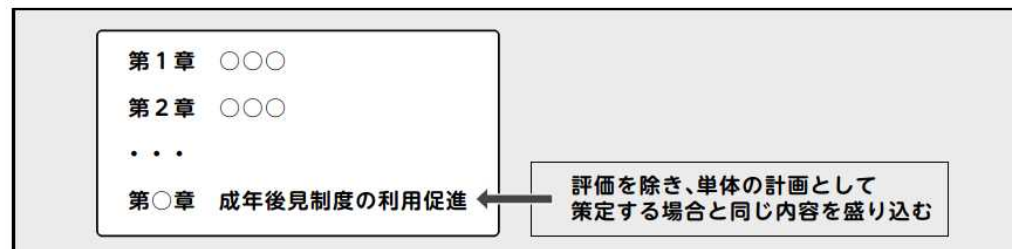
## 例2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(地域福祉計画の中に盛り込む)



### 例2-1 地域福祉計画と一体的に策定する場合(各章に書き込む場合)



### 例2-2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(1章として設ける場合)





# 市町村計画の例1 【部門別計画として**単体で策定する**場合のイメージ】

## 1 ○○市（区町村）成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ

### 2 現状と課題

#### （1）現状 「市町村計画策定のための手引き」p.36参照

- 成年後見制度利用者数、高齢化率、要支援者数、障害者数、日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度関連施策の実施状況（市町村長申立て数、成年後見制度利用支援事業の実施状況と実績、市民後見人育成・選任状況、法人後見育成・活用状況）などを用いて示すことができる
- 成年後見制度利用ニーズ調査や、成年後見制度の認知度や意識調査等のアンケート調査を実施している場合には、それらを提示することで、施策に取り組む必要性を明示することができる

#### （2）課題 「市町村計画策定のための手引き」p.40参照

※権利擁護支援の実務を担当している所管、関係者・関係機関とも協議しつつ、今回の計画で解決する課題を示す

### 3 今後の取組 事項ごとに、取組目標と実現するための具体的方法を合わせて、それぞれを書く方法もある

#### （1）本計画における取組目標（段階的に整備するものはその旨記載）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の中で、本計画がもっとも重点的に充実させる目標を示す方法も考えられる。目標を定めておくことで、協議会における建設的な検討や合議を示すことができる

#### （2）中核機関、チーム、協議会についての体制整備の方針について

#### （3）助成制度について

※成年後見制度利用支援事業等の助成制度について示す。その場合、介護保険計画や障害福祉計画の内容と連動することになる。

### 4 評価 「市町村計画策定のための手引き」p.56参照

※計画を見直す年度や具体的手法を示す方法が考えられる。例えば「○年度に、【○○市権利擁護支援ネットワーク協議会】等の意見を聞き、計画を見直す」等の記述が考えられる。

# 手引きに掲載している市町村計画の概要と特徴

## ①成年後見制度利用促進基本計画として**単体で策定**した自治体

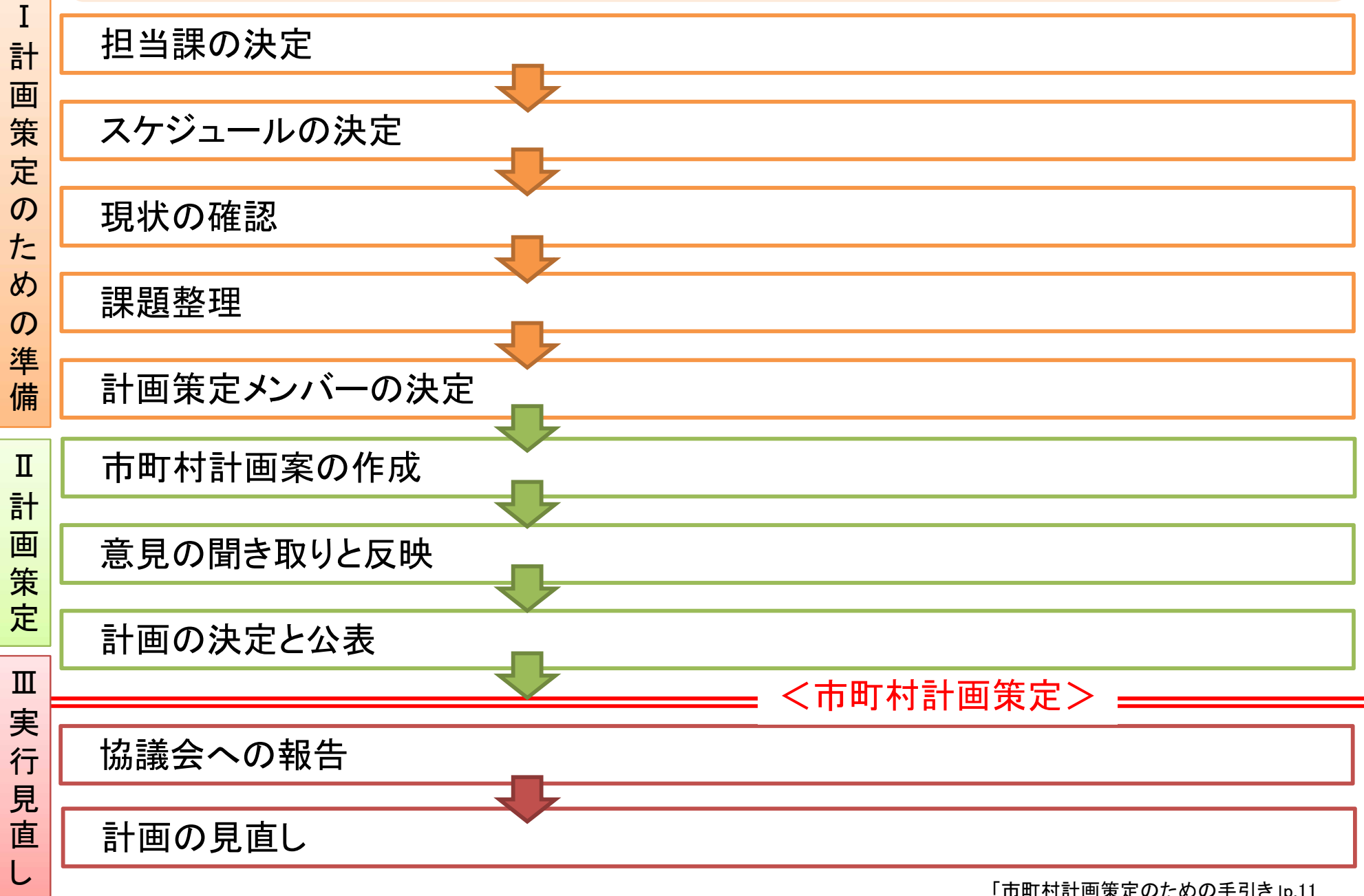
自治体名	自治体区分	人口（高齢化率）	計画期間	特徴
新潟県阿賀町	町村	約11,000人（約47%）	平成30年度～32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な考え方の明示： <ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の利用支援</li> <li>地域で安心して暮らし続けられる社会の実現</li> </ul> </li> <li>既存の仕組みや体制の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見センター運営委員会を活用しての計画策定</li> </ul> </li> <li>今後の取組方策の明示 <ul style="list-style-type: none"> <li>「親族後見人への支援策の検討」を明示 等</li> </ul> </li> </ul>
香川県三豊市	一般市	約66,000人（約35%）	平成31年度～34年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な考え方の明示： <ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備</li> </ul> </li> <li>国基本計画の考え方を踏襲しながら、当市における取組方針を明示</li> <li>計画策定の取組体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>条例によって計画を策定、パブリックコメントによる意見聴取 等</li> </ul> </li> <li>既存の仕組みや体制の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>チーム：地域ケア個別会議、協議会：地域ケア推進会議等</li> </ul> </li> </ul>

## ②地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定した自治体

自治体名	自治体区分	人口（高齢化率）	計画期間	特徴
宮城県女川町	町村	約6,500人（約38%）	平成27年度～31年度 <b>地域福祉計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な考え方の明示： <ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉計画の中で、権利擁護事業の推進を明確化</li> </ul> </li> </ul>
青森県八戸市	中核市	約231,000人（約30%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉計画：平成28年度～32年度</li> <li><b>高齢者福祉計画、障害福祉計画</b>：平成30年度～32年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害福祉計画と一体的に策定、市の総合計画とも連動</li> <li>各計画で基本的な考え方の明示 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実（地域福祉計画）</li> </ul> </li> <li>各計画で事業と目標を明示</li> <li>既存の仕組みや体制の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>市民後見推進協議会→調査審議機関として位置づけ 等</li> </ul> </li> </ul>

# 計画策定の流れ

計画策定の流れは必ずしも、以下の順番で進むものではなく、各市町村の実情に応じて、前後することやプロセスを省略することも考えられる。



# 効果的に計画を策定するためのポイント – I 計画策定のための準備 –

	計画策定のプロセス	ポイント
I 計画策定のための準備	担当課の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ どの課が主担当になったとしても、関連する部署全体で取り組むことになる</li> <li>□ 担当課を中心に最小単位で開始し、順次、関連部署に参画してもらう</li> </ul>
	スケジュールの決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ おおよその策定期間を定め、逆算して、何をどのタイミングで話し合い、いつまでに準備するかを考える</li> <li>□ 計画策定の手続きについて、どのような方法を選択するのか、他の計画を策定したときの手順やスケジュールも参考にする</li> </ul>
	現状の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 関連する計画等で示されているデータを参考に、権利擁護支援の必要性を量的に把握することができる</li> <li>□ 量的なデータとあわせて、ニーズの質的な特徴を把握すると体制整備の面からも効果的</li> <li>□ 把握したニーズについて、社会資源や施策の現状など、市町村としての対応状況を確認する</li> </ul>
	課題整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 把握したニーズに対する受け皿や、現状の施策の課題を整理する</li> <li>□ 課題とともに、既に対応できていることや、うまく機能していることについても挙げる</li> <li>□ 他の行政計画等で示している「地域の目指す姿」との整合を図ると、計画の実効性を高めることができる</li> </ul>
	計画策定メンバーの決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 司法関係者の関与・参画により、法的な観点から計画を確認することができる</li> <li>□ 計画の策定方法によって計画策定メンバーは変わる</li> <li>□ 自治体内の仕組みや、これまでの前例を参考にする</li> </ul>

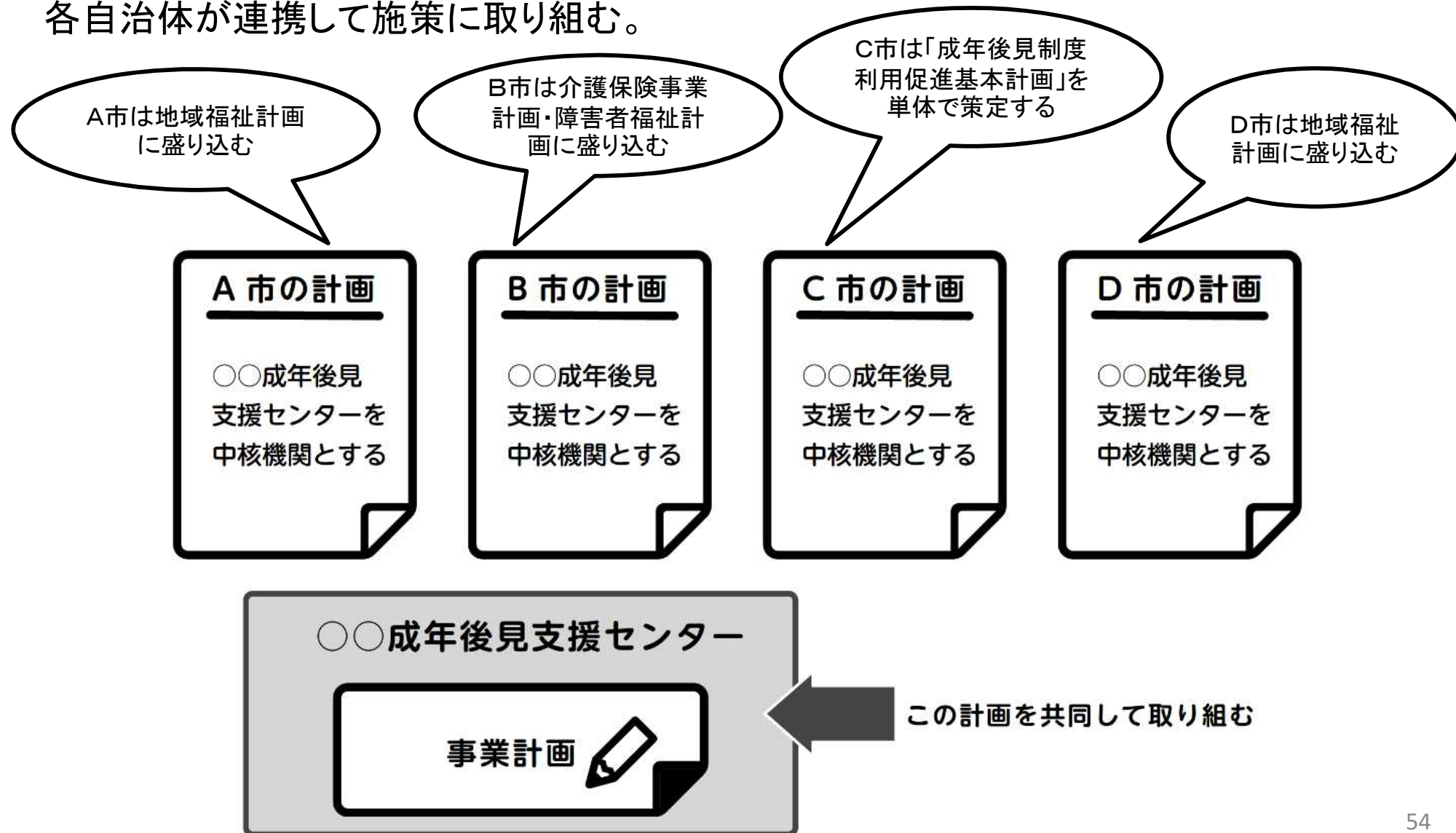
# 効果的に計画を策定するためのポイント –II 計画策定–

	計画策定のプロセス	ポイント
II 計画策定	市町村計画案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することは、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる地域共生社会の実現につながるもの</li> <li>□ 具体的な施策を計画として策定することで、関係者の合意形成をはかり、自治体としての方向性を明示することができる</li> </ul>
	意見の聞き取りと反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域の権利擁護支援について、広く地域住民の理解を得て合意形成を図るため、地域住民から意見を聴くことが重要な計画策定プロセスの一つである</li> <li>□ 認知症当事者団体や障がい当事者団体、家族会等が、計画策定メンバーに入っていない場合、当該団体等から成年後見制度の利用に係る意見を聞き取り、計画に反映する</li> <li>□ 自治体の条例や要綱に基づく「パブリックコメント」には、一定のルールがあることから、策定期間から逆算して設定する</li> </ul>
	計画の決定と公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 策定した計画は、誰でも入手・閲覧できる方法で公表する</li> <li>□ 必要に応じて、説明の場を設けるなど、対象者に合わせて、複数の方法で公表するとより効果的</li> </ul>

## 中核機関を広域整備している場合の市町村計画

○中核機関を広域で整備する場合も、市町村計画はそれぞれの自治体で策定する。  
(策定する方法も、統一しなくてよい)

○中核機関の事業計画等の具体的な取組方針は協働で作成し、この事業計画を元に各自治体が連携して施策に取り組む。



# 「審議会」について

## 条例で定めるところによる審議会その他合議制の機関(→法第14条第2項)

- ・当該市区町村の区域における成年後見制度利用促進に関して、基本的な事項を調査審議させる
- ・当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進める
- ・地域における取組状況の継続的な点検・評価 など

◎審議会その他合議制の機関は、条例により設置され、市町村における体制整備の評価や計画策定(いわば、当該市町村における施策)を審議する組織。

※すぐに条例制定による審議会等設置が難しい場合や、実務家による集まりの方が地域構想の描きやすい場合では、審議会等の設置に先行して、協議会で計画を検討することも考えられる。

※既存の審議会等(例えば、社会福祉法に基づく社会福祉審議会など)を活用する場合は、成年後見制度に関する専門職や家庭裁判所等の関係団体の関与・参画が得られるように留意。(既存の審議会にオブザーバー参加する、別途意見交換等の機会を設定するなど)



## 市町村計画策定に関するよくある問合せ

- 既存の行政計画と一体的に策定してよいのか。
- 市町村計画として認められる条件、内容が決まっているか。
- どのくらいのボリュームがあればよいか。
- 条例設置の審議会等がないと、策定できないのか。



## **5. 厚生労働省関係予算**

**(中核機関が活用できる財源について)**

## 成年後見制度利用促進関係予算(令和3年度予算)

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の作成		市町村計画策定費の地方交付税措置 (H30年度～)		
利用促進のための地域連携 ネットワークの体制整備等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における中核機関設置運営費 の地方交付税措置(H30年度～)</li> <li>・成年後見制度利用促進に向けた体制 整備(5.9億円)</li> <li>①中核機関・市町村計画推進(3.9億円)</li> <li>②後見人等の意思決定支援研修(0.6億円)</li> <li>③任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化 (1.4億円)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症セーフティネット 強化交付金(令和2年補正予算140億円)</li> <li>①中核機関等の相談支援・体制整備におけ るオンライン活用の推進</li> <li>②条件不利地域での体制整備に向けた都道 府県・市町村の共同・連携の推進</li> </ul>		
後見を担う 人材の育成	市民後見人の 育成(養成研修 等)		権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分)137億円 の内数)	
	法人後見の実 施(研修、専門 職との連携体 制整備等)			法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金513 億円の内数)
成年後見制度利用経費 (申立費用、後見報酬)の補助			成年後見制度利用支援事業 (高齢者) (地域支援事業交付金1,942億円の内 数)	成年後見制度利用支援事業 (障害者) (地域生活支援事業費等補助金513 億円の内数)
成年後見制度普及・啓発経費				成年後見制度普及啓発事業 (障害者) (地域生活支援事業費等補助金513 億円の内数)

# 成年後見制度利用促進のための体制整備

令和3年度予算 5.9億円

- 今後、認知症や単身の高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定などを推進する。

## 1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進、都道府県による支援体制強化 3.9億円

- 基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画の策定、都道府県による市町村支援体制の強化を推進。
  - 中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等、市町村職員・中核機関職員等に対する国研修の実施
  - 中核機関における市民後見人や親族後見人への支援体制強化、適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

## 2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.6億円

- 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

## 3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化 1.4億円

- 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

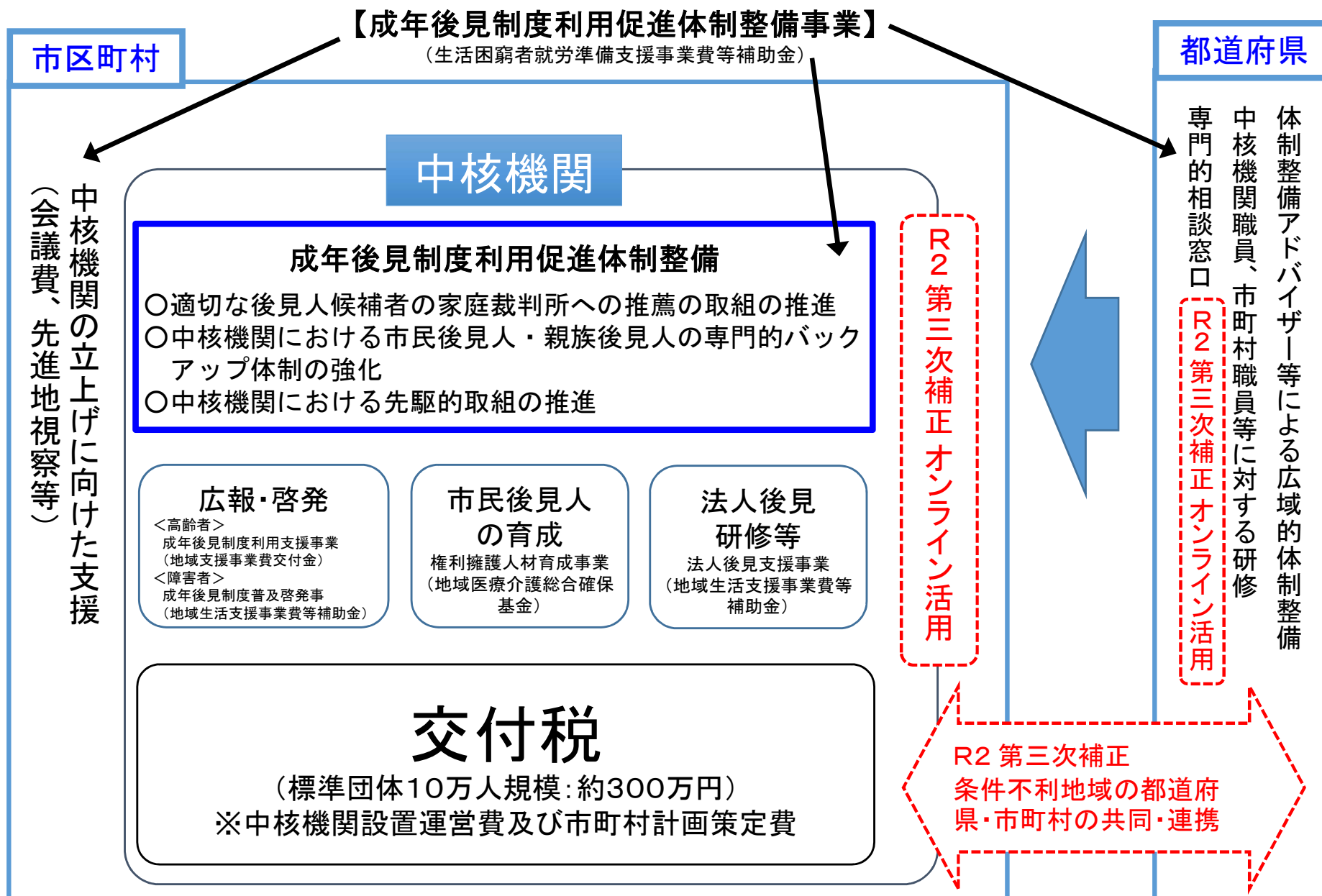
### ● 新型コロナウイルス感染症を踏まえた中核機関の整備・都道府県による支援体制強化事業 令和2年度第三次補正予算：140億円の内数

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、様々な往来が控えられる状況においても、過疎等の条件不利地域を含め、全国どの地域でも成年後見制度の相談等に応じられるよう、権利擁護支援の体制を整備
  - ・ 中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進
  - ・ 条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進

### ● 成年後見制度利用促進に係る現状調査等事業 令和2年度第三次補正予算（国事業）

- 中核機関等の体制整備を図る上での課題や支援ニーズ数を把握を行うため、民間事業者の調査により成年後見制度利用促進に係る取組状況の詳細な把握を行うとともに、市町村が権利擁護支援ニーズ等を簡便に推計できるモデルを構築する。

# 中核機関が活用できる財源のイメージ



# 成年後見制度利用支援事業(高齢者関係)の概要

## 1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。(平成13年度から実施)

### (1)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

### (2)成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者:成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者  
(例)介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
- ② 助成対象経費
  - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
  - ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等

## 2. 予算額: 地域支援事業交付金1,942億円の内数(令和3年度予算)

【負担割合】国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 1号保険料 23/100

## 3. 市町村の取組状況: 1,654市町村(全市町村の95%)(令和2年4月1日現在)

※ 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。独自財源で実施している自治体数を含む。

## ③ 成年後見制度普及啓発事業（障害者関係）

### 1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。  
[地域生活支援事業費等補助金]

### 2. 実施主体

市町村又は都道府県（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる）。

### 3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

### 4. 事業創設年度

平成24年度

（平成29年度からは「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、必要な財源を確保し質の高い事業実施を図ることとした。）

### 5. 令和3年度予算（障害者関係）

地域生活支援事業費等補助金513億円の内数（令和2年度：505億円、令和元年度：495億円）

### 6. 事業実施状況

令和2年4月1日現在 511市町村

# 権利擁護人材育成事業の概要

## 1. 事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

### 【事業例】

#### (1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」を養成

#### (2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正に実施するための支援
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

2. 事業創設年度 平成27年度（平成23年～26年は市民後見推進事業において実施）

3. 令和3年度予算 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数

4. 事業実施状況（令和元年度実績：281自治体） 【負担割合】国2／3 都道府県1／3

- ・ 市民後見人の養成： 184カ所
- ・ 日常生活自立支援事業との連携： 95カ所
- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦： 98カ所
- ・ 市民後見人等からの定期的な報告をふまえた適切な助言・指導： 120カ所
- ・ 専門職との連携体制の構築（専門職との連絡会議の開催など）： 154カ所
- ・ 実務的支援組織（成年後見支援センター等）の設置： 106カ所

# 成年後見制度法人後見支援事業（障害者関係）

## 1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

## 2. 事業内容

### (1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

### (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

### (3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

### (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

## 3. 事業創設年度

平成25年度

※市町村地域生活支援事業の必須事業

## 4. 令和3年度予算(障害者関係)

地域生活支援事業費等補助金513億円の内数(令和2年度:505億円、令和元年度:495億円)

## 5. 事業実施状況

令和2年4月1日現在 246市町村 ※ 令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。



# 中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進

令和2年度 第三次補正予算

## 【要旨】

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)(140億円)の内数

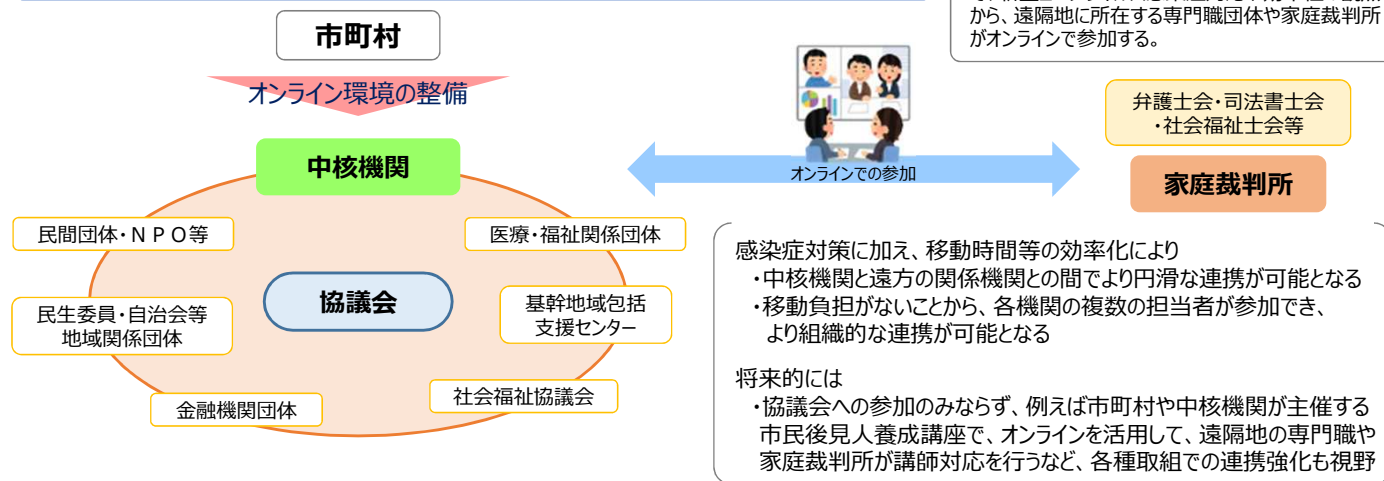
- 今後、基本計画の最終年度である令和3年度末までに480市町村が中核機関の整備を予定しており、各市町村における整備をさらに促進する必要がある。
- 中核機関等では、相談支援・チーム支援を含む会議やセミナー等を実施しているが、本人・家族等と対面方式で実施することがほとんどであるが、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、広報や相談支援、チーム支援等を推進する上では、中核機関と各種関係機関等との連携が重要であり、ウィズ・コロナの状況にも鑑み、オンライン活用を推進する。

## 事業内容

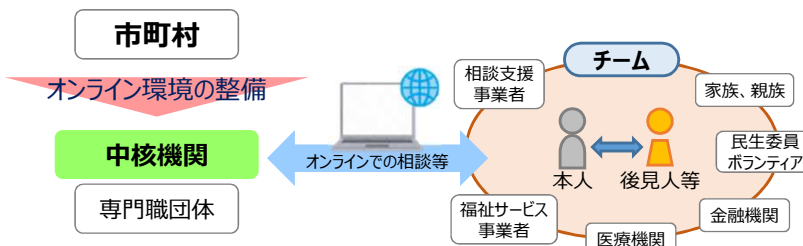
補助対象・事業の実施主体・補助率	
補助対象の取組・経費	<p>○新型コロナウイルス感染症対策への配慮を行いつつ、体制整備を図るため、中核機関等が実施する相談・チーム支援などの取組について、オンライン化を図るもの。</p> <p>・情報通信機器等の購入等経費 ・ソフトウェア導入に係る初期費用 ・ソフトウェア使用料 ・ソフト使用方法のフォローアップに係る費用 ・インターネット環境整備に係る修繕料 ・インターネット等通信料</p>
事業実施主体	都道府県、市町村（委託可）
補助基準額	1自治体あたり 300千円
補助率	国3/4

### <取組例>

専門職団体や家庭裁判所などの関係機関の協議会等への参加のリモート化



### 中核機関とチームの連携オンライン化（相談支援等）



- ① 広報啓発  
チームの構成員に対して、制度理解を図る講座をリモートで実施
- ② 初期相談  
福祉の公共施設等にPCを配置し、本人からの相談を遠隔地の中核機関が対応
- ③ 制度利用の検討  
専門的判断を行うため、中核機関がタブレットを持ってケース検討会議等に参加し、専門職がリモート助言
- ④ 書類作成の助言  
様式等を示しながら、中核機関が、親族の申立書類の作成に、リモートで助言
- ⑤ 後見人等選任後における支援の調整  
ケアマネ等にタブレットを貸し出し、後見人等も参加する会議に、中核機関がリモート参加

# 条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進

令和2年度 第三次補正予算

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)(140億円)の内数

## 【要旨】

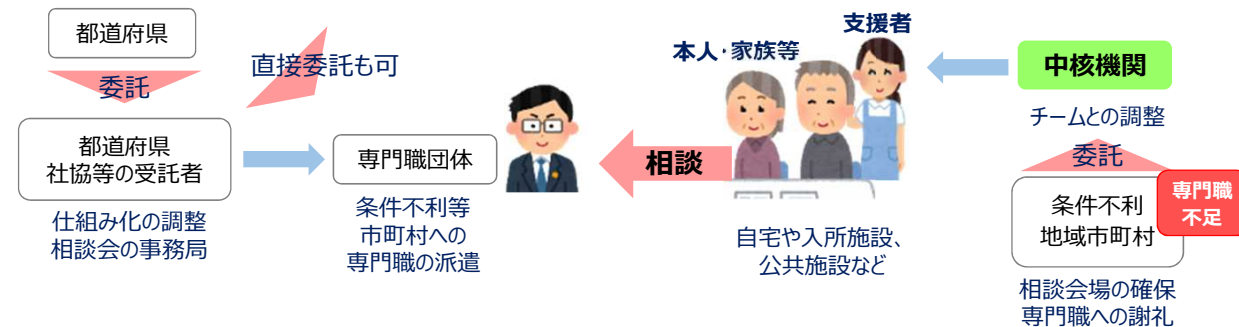
- 地理的条件等が厳しい山間部や島しょ部等に所在する市町村(以下、「条件不利地域」とする。)は、専門職人材の不足による困難事案への対応や受任の担い手不足などといった課題が生じていることもあり、他の地域と比較して、中核機関等の整備が進んでいない。(中核機関等の整備割合:条件不利地域市町村 27.7% < その他市町村 43.5%)
- 「成年後見制度利用促進基本計画」の中間検証結果(R2.3.17報告)では、都道府県による条件不利地域市町村への支援の充実が求められていることも踏まえ、KPI達成に向け、また新型コロナウイルス感染症発生下においても確実な支援が実施できるよう、単独では取組が難しい条件不利地域について、都道府県と市町村の共同・連携による体制整備の取組を推進する。

## 事業内容

	補助対象・事業の実施主体・補助率
補助要件	(1) 条件不利地域を対象に実施する事業 (2) 共同・連携実施計画の提出
事業実施主体	都道府県及び市町村(委託可)
補助率	国 3/4
実施スキーム	<p>厚生労働省</p> <p>③補助 3/4</p> <p>③補助 3/4</p> <p>②実施計画の提出</p> <p>①条件不利地域を対象の事業を調整</p> <p>①条件不利地域を対象の事業を調整</p> <p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域体制整備</li> <li>・研修実施</li> <li>・専門的相談</li> </ul> <p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち上げ支援</li> <li>・受任調整</li> <li>・後見人支援</li> </ul>

## <取組例>

### [1] 条件不利地域市町村への専門職派遣によるサポート体制の構築



### [2] 条件不利地域市町村での相談後に対する広域の受任調整体制の構築

